

平成16年9月9日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	18 番	吉 田	正 明
8 番	橋 川	宏 彰	19 番	谷 川	清 太
9 番	森 田	峰 敏	20 番	松 尾	征 子
10 番	北 原	慎 也	21 番	中 西	裕 司
11 番	寺 山	富 子	22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	口	賢	治
企	画	竹	下		勇
総	務	山	本	克	樹
財	政	藤	田	洋	一 郎
市	民	堤		節	代
選	挙				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
税	務	北	御	門	敏
課	長	平	石		和
福	祉	中	村		和
事	務	中	橋		孝
所	長	中	岡		俊
保	険	福			
健	康	中	川		
課	長	藤	家		敏
長	補	松	浦		
農	林	栗	林		雅
水	産	井	手		清
課	長	森			久
商	工	江	崎		サ
観	光	小	野		利
課	長	北	村		和
長		中	村		博
都	市	一	ノ		健
建	設	江	口		
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
ま	ち				
な	み				
活	性				
課	長				
建	設				
環	境				
部	調				
調	整				
室	長				
水	道				
課	長				
収	入				
役	職				
務	代				
理	者				
長					
会	計				
課	長				
教	育				
委	員				
長					
教	育				
長					
教	育				
次	長				
兼	庶				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				

平成16年9月9日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成16年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	3 福 井 正	1.商店街活性化について ① すぎや退職者救済は ② すぎやとの取引業者救済は ③ TMO計画の2核1モール構想の今後は 2.長崎本線存続について ① 九州新幹線開業後の地域に与えた影響について ② 長崎本線存続運動の今後について 3.ナルトビエイの活用について
6	7 中 村 雄一郎	1.市長のリーダーシップが問われる諸問題について ① 三位一体改革 ・地方六団体（市長会）の取組み ・義務教育費国庫負担に対する見解 ② 市町村合併 ・経過と今後について ③ 新幹線長崎ルート ④ 商環境の変化への対応 ・大型店出店問題 ・地元商業活性化のための方策
7	11 寺 山 富 子	1.介護保険制度見直しに関して当市の考え方を問う 2.子育て支援 ① ブックスタートについて ② 食育について ③ 発達障害の早期発見に向け専用の問診の実施を 3.新幹線問題について ① 当市にもたらす影響 ② 九州新幹線長崎ルートの必要性についての考えは ③ 在来線存続の進め方について

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

順次質問を許します。まず、3番福井正君。

○3番（福井 正君）

おはようございます。3番議員の福井でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、先日台風16号、18号によりまして被害を受けられました方に心からお見舞い申し上げたいと思います。

質問は大きく三つでございます。一つ目が商店街活性化について、2番目が長崎本線存続について、3番目がナルトビエイの活用について、以上3点につきまして質問いたします。

まず、商店街の活性化について質問いたします。

最近、鹿島の商業の状況が目まぐるしく変化をしております。すぎやさんが民事再生法を申請されてからもう1カ月以上たちました。この民事再生法を申請されたときには私も大変驚きました。そのことが消費者の方や従業員の皆様、取引業者の皆様、それから、商店街に与える影響を心から心配しております。その後またシティホテルが倒産いたしまして、中にいらっしゃるテナントの方、多分7軒か8軒あったと思いますけれども、突然店を失われまして、多分途方に暮れておられるのではないかなと思っております。

その後、ヴィータが競売で落札をされまして、まだできておりませんが、再び商業施設ができつつあるということでございますし、そのほかにも、大村方、久保山にイオングループが出店されるかもわからないという、そういうふうなうわさも聞こえてまいります。これらの状況は鹿島の商業界が大きく変化をしようとしているあらわれではないかなと思っております。このような状況を見えますと、今まで鋭意進めてこられました中心商店街の再開発にも大きな影響を及ぼす時代だと思っております。そのことを踏まえまして、次のことについて質問いたします。

まず、すぎや関連の質問でございますけれども、これらの店舗の周辺にお住まいの方々にとりまして、日用品の買い物など大変不便な状況になっておられると思っております。また、126名だったと思っておりますけれども、従業員の皆さんがもう既に解雇されました。この方たちが、今非常に就職が困難な時期でございますので、どのような形で再就職をされているのかなということも心配でございます。そして、あそこにもたくさんの債権者の方がいらっしゃいます。幸い、まだ連鎖倒産ということは聞こえてまいりませんが、債権者の皆様に与える影響というものも、多分資金繰り等の点でさまざまな影響があらわれているんじゃないかなと思っております。

まず、従業員の方が120数名の方が退職されます。この方たちをどういうふうに救済されるのか、多分職業安定所と一緒にささまざまな策を講じられていると思っておりますけれども、

今現在これがどのような状況にあるのかなということをまず一つ目の質問とさせていただきます。

次に、すぎやさんと取引をされておられました業者の方々ですね。これらの方々、先ほど申しましたけれども、資金繰り等でさまざまな影響が出てきているのではないかなと思いますので、どのような支援策をお考えなのかということをお二つ目の質問といたします。

次に、商店街全体の問題でございますけれども、TMO、タウンマネジメントオーガニゼーションというそうですけれども、商店街活性化の再開発の構想の中では、2核1モールという、もう古い言葉だという声もございますけれども、すぎやさんとピオさんと、その周辺の商店街を一つのモールとして商店街の再開発、活性化を図っていこうという構想がございます。このいわゆる中心商店街、駅前から始まる中心商店街をその二つの核、それから周辺のモールを、消費者の皆様にごここにきていただいてずうっと回っていただいて、商店街の活性化を図るという構想なんでございますけれども、その一つの核でありますすぎやさんが閉店されて、まだ民事再生の計画というのはまだできていないと聞いておりますけれども、今後そのすぎやさんの本店ですね、ちょうど駅前にある鹿島の顔の場所でございますけれども、この一つの核がなくなっているという状況でございます。

9月4日付の佐賀新聞の記事がございました。その中に商店街にとっては大変興味深い記事がございました。これはその記者の方が書かれた記事でございますけれども、その記事を引用いたしますと、佐賀市のことですが、佐賀市のエスプラッツに公的資金が再投入されるということについての記事がございました。その中で気になりましたのが、その記者の方が佐賀市に住んでおられる。ところが、佐賀市の中心商店街と言われるところに出かけたことがほとんどない、最近買い物もしたことがない、なぜかといいますと、出かけることになりまして大変不便であると。車で行くと駐車場を探さなきゃいけないという煩わしさがある。バスで行きますと1時間に1本あるかないかという、便を待つのが大変おっくうであると。それよりも、その方が住んでいらっしゃるすぐ近くに、5分ぐらいで行けるところに大型商業施設ができたということで、その方の意識の中ではいわゆる中心商店街ではなくて、その大型商業施設がもう中心商店街という意識に変わってしまったという記事、これはもう私も商店街の中におりますけれども、我々にとって大変ショッキングな記事がございました。

現在、鹿島駅前からスカイロード、さくら通りというふうに整備が着々と進められております。今後鹿島市の中心商店街活性化計画を考えますときに、鹿島の中心商店街にとりまして、実はピオから約800メートルのところ、西牟田の御神松という地区がありまして、あそこに新しい商業施設ができておりまして、ここにいわゆる商業集積ができつつあります。そこに実は県営アパートもありますし、マンションも2棟できました。周辺に住居がいっぱいできて、宅地が並んでありまして、ある意味でいったら、その周辺の方にとっては、御神松タウンと通称言っていますけれども、先ほどの佐賀新聞の記事にありましたように、その方

たちにとってはそちらの方が中心商店街じゃないかなと、そういう意識になっておられるんじゃないかなというふうに思っております。

また、中牟田～御神松線のところの途中、いわゆる市道がありますけれども、そこにもずっと店舗が実は張りついてきておまして、ひょっとしたらもう新しい商店街がそっちにもうできているんじゃないかなというふうにも思える状況でございます。商売といいますのは、例えば、道路の状況ですとか、鉄道ですとか、それから地価ですね、土地の値段等、いわゆる経済の原則で展開いたしております。これにつきまして、これを規制して出店するなということは、今の現在の法体系のもとでは大変難しい問題じゃないかなと思っております。

しかし、長年、いわゆる鹿島駅から始まる中心商店街の中でいろんな生活、商いをなさっている方、そして、ここに住んでおられた方、そして、ここは鹿島の顔という位置づけも持っていると思います。この商店街の皆様方は、この状況を打開するためにさまざまなイベントをやったり、それから、いわゆる商店を、スカイロード計画とかさくら通り計画に乗っていろんな店をつくり直したり、いろんなことで努力をなさっております。こういう努力をしている状況の中でもなかなか中心商店街の活性化が非常に難しい。これは鹿島だけじゃなくてほかの町でも同じ状況だと思います。

そこで、これは質問でございますが、現在のTMOの計画構想の中では、ピオとすぎやを核として商店街の活性化を考えておられます。ところが、情勢が変わったということ踏まえまして、TMO計画というのは鹿島商工会議所を中心として商店街の人たちと鹿島市と一緒につくった計画でございますけれども、この変化を踏まえて、いわゆるこの構想を変更されるお考えがあられるのかどうかということ三つ目の質問といたします。

次に、大きな二つ目でございます。長崎本線の存続について質問いたします。

昨日、松尾議員、青木議員からいわゆる長崎新幹線及び長崎本線の問題につきまして既に質問なさっております、答弁もなされておりますから、私が言いますと、また3度目の同じような質問になるかとは思いますが、あえてちょっと視点を変えて質問をさせていただきます。

先月の23日から25日まで、鹿児島新幹線と肥薩おれんじ鉄道につきまして交通体系等特別委員会で視察と研修をいたしました。これは実はことしの1月にも同じような視察をいたしました。これはいわゆる開業前の段階と開業後の段階がどういうふうに変化をしているかなということを見たかったから行ったわけでございます。

まず、鹿児島新幹線についての感想でございますが、実は新八代から出水まで新幹線に乗車いたしました。私も鹿児島本線は以前何度か乗車したことがございまして、あそこは本当に八代から先は曲がりくねった線路が多くございまして、非常に時間もかかるということで、ある意味で言ったら大変不便な思いをいたしておりましたけれども、新八代から出水という非常に短い区間ですが、やっぱりすごく速く、10何分もかからなかったですかね、で着いた

んじゃないかなと。いわゆる時間短縮は目覚ましいものだなと思っています。

ただ、私たちが乗りましたのは、1号車、一番最後部の車両に乗ったんでございますけれども、そのとき我々、いわゆる視察をする議員さんたちと、あと数名のお客さんしか乗っていなかったと。多分乗車率が50%ぐらいじゃなかったかなというふうにそのときは感じました。たまたま私たちが乗った列車がそうだったのかわかりません。

それから、新八代駅で、リレーつばめといいまして博多駅から新八代駅まで行く旧来のつばめがありますけれども、そこでどっと乗りかえますね、新幹線に。そのとき新八代駅でどれくらい駅をおられるかなということ、私もカウンターを持っていたわけじゃないんですが、一応勘定いたしました。多分私の見たところでは50名か60名、八代市というのは人口12万ぐらいだと聞いておりますけれども、その大きな市であってもそれくらいもおられる方がいらっしゃらないということでございます。その後、出水で停車いたしまして、私たちもそこでおりました。出水でも実は勘定いたしましたら、多分30名程度おられたのかなという気がいたします。

その後、出水の商工会議所の方々と新幹線開業後の経済状況ということについていろんな説明をいただきました。そのお話の中で、非常におもしろかったのが、まず若い人たち、若年層が買い物するのが、いわゆる出水じゃなくて、鹿児島ですとか熊本ですね。どうかすると福岡まで行かれるということでございます。それから飲食店の数は出水も多いそうですが、お酒を飲みに行くのは鹿児島の天文館に行って飲むという状況まで生まれてきているということでございます。

それからもう一つ印象深かったんですが、電化製品ですね。電化製品は当然出水にもあるわけですが、これをわざわざ福岡市まで買いに行くお客さんがいらっしゃるということです。そして、駅前を初めいろんなところで、いわゆる市外の業者の方が商業、サービス業の方々、パチンコ屋さんとかかなんとか、そういうことだそうですが、相次ぎ出店しておりまして、地元の業者を圧迫していると。

それから、鹿児島市へいわゆる大幅な時間短縮になったものですから、通勤と通学者が開業前、鹿児島まで通勤される方が20名だったのが120名に増加をしたと。これは公務員の方ですとか、大手の銀行ですとか、大手企業の従業員がいわゆる新幹線通勤をされるようになりまして、賃貸住宅の解約が相次いでおるといふことだそうでございます。

それから、出水市への出張が、今までは鹿児島から来るのに宿泊で泊まっておった人たちが日帰りになったということで、ホテルですとか旅館の稼働率が大幅に低下しているということ、このことを見ても、新幹線といいましても、途中の駅にとりましては決してバラ色じゃない。これはもう予測されたことですが、ストロー効果と、いわゆる時間短縮の効果によって、かえって途中の駅にとりましては宿泊も減少しますし、地元経済にとっても、福岡市ですとか鹿児島、熊本というのが商売の相手になってしまったと。今までは遠くへ行

けなかったところが商売がたきになってしまったということでございます。

また、その後、肥薩おれんじ鉄道、出水から阿久根市まで乗りました。ディーゼルカーでございました。その前ですね、新八代で肥薩おれんじ鉄道の役員の方にもちょっと話を聞いたんですが、3月13日に開業いたしましたけれども、4月1日から6月30日までのデータをいただきました。その中で収入状況を見てみますと、一般客の経営基本計画で108,750千円の収入予測だったんですが、81,549千円、24.5%目標よりも少ないと。通勤定期につきましては、11,637千円の予測だったんですが、8,877千円と、23.7%減少です。ただ、通学定期だけは53,568千円に対して57,578千円ですから7.5%ふえたと。ほかにイベント列車といひまして、いわゆる通常の列車のダイヤ以外にされていますけれども、この収入が1,794千円だったということになると。総収入につきましては、173,280千円に対しまして148,004千円ということで、14.6%不足しているということでございます。

また、これは阿久根市の方に聞いたことでございます。阿久根市の資料によりますと、初期投資に14、15、16年度で熊本県側が730,000千円、鹿児島県側が730,000千円、合計1,450,000千円、いわゆるおれんじ鉄道の初期投資にかかったと。補助金につきましても、両県合計で4,615,768千円。出資金と補助金の合計が6,075,768千円という状況でございます。その中で、新幹線から外れました阿久根市も出資金、補助金といたしまして74,834千円を負担しておられるという状況でございます。

また、平成16年4月1日から平成17年、来年の3月31日までの肥薩おれんじ鉄道の損益計算書によりますと、旅客運賃収入、JR貨物の線路使用料など10億円に加えて補助金1,070,000千円を入れまして、やっと65,000千円の利益が出るという予測でございます。ところが、この3カ月は既に旅客運賃収入が14.6%の減でございました。このまま推移いたしますと、多分肥薩おれんじ鉄道3億円の収入不足ということになります。それをいわゆる基金の取り崩しなり自治体が負担をするという形になってくるんじゃないかなと、これは阿久根市の職員の方の愚痴だったんですが、鹿児島県は赤字になった場合はそれを補てんしますよというお約束があったということだったんですが、文書として残していなかったということで、今はつれない返事だそうございまして、大変嘆いておられました。

これはきのう松尾議員もおっしゃいましたけれども、駅舎の利用ですね、あそこ、例えば、今キヨスクが入っていますけれども、あそこあたりをコンビニにしたり、いろんな乗降客の方が利用できるようなものにしたいという計画はあるそうですが、これもなかなかできないと。それから、列車ダイヤの変更も、これは肥薩おれんじ鉄道だけの責任じゃなくて、多分国土交通省の責任もあると思いますけれども、ダイヤの変更がですね、いわゆる通勤の方にいいように変えたいと思っても、変えることがなかなかできないという状況だそうでございます。もうこのような状況を見てみますと、改めて第三セクターの鉄道をつくるということは非常に地元の自治体にも負担をかけますし、これを利用される方たちにとっても大変不便

なものになるということを改めて感じてまいりました。

私も3月議会でも同じような質問をいたしました。きのう市長からも答弁がありましたけれども、長崎新幹線をつくる場合に、いわゆる経済効果、それからメリット、デメリットについて佐賀県で一緒になって試算をされるということがきのう答弁がございましたけれども、これも私からも強く調査をお願いしたいと思います。

そういうことで、もうきのう答弁があっていたから、再度のお願い、質問でございますけど、再度市長に決意をお聞きしたいというふうに思います。

もう一つ、次の質問でございます。

これは9月1日付の西日本新聞の記事でございます。これは西日本新聞だけにしか載っておりませんでしたから、ほかの新聞で後追い記事も何もなかったんで、どういうことかなと思っておりますけれども、長崎新幹線の建設に対しまして、今まで多分12月までの地元同意ということになっていると思うんですが、これが9月じゅうに地元同意を得るよという記事が載っておりました。これは西日本新聞だけでして、これがどういうことなのか、私もよくわかりません。ですから、ハードルが高くなったのか低くなったのかということがよくわかりませんので、この記事に対して、いわゆる情報の収集、中央官庁ですとか、県ですとか、そういうことについてどのような情報収集をされて、どういうふうな結論になっているのかということをお二つ目の質問とさせていただきます。

次に、大きな三つ目でございます。

ナルトビエイの活用について質問いたします。

6月議会で有明海のナルトビエイ被害とナルトビエイの活用について質問いたしました。そのとき私の勉強不足もありまして、ナルトビエイについても完全に理解していない状態で質問いたしまして、本当に御迷惑をおかけいたしましたけれども、その後、実は2回玄海の水産試験場に伺いまして、さまざまな研究結果を聞いてまいりました。

まず、6月議会では、においがあるから何とかという、おいしいとかなんとかという話をしたと思っておりますけれども、ナルトビエイのにおいでございますが、原因が尿素でございます。尿素というのは我々人間も持っている成分ですが、尿素自体においも何もございません。むしろ尿素というのは皮膚の治療薬に使うぐらいのものなんですけれども、これが気温が5度以上に上がりますと、尿素からアンモニアに変化すると。だからナルトビエイ独特のにおいが出てくるんですよという説明でございました。そうなったにしましても、水で洗ったりボイルをしますと、そのにおいもとのアンモニアが分解できますから、いわゆるにおいがなくなってしまうということでございます。そして、ナルトビエイの成分につきまして、グルタミン酸ですとかイノシン酸というのが含有が多いそうです。これはいわゆるうまみ成分が大変多いということで、基本的には大変おいしい食物ですよということでございます。

ただ、私も9月1日に行ったときに食べてきましたけれども、ナルトビエイというあの形を想像しただけでまず食べるのに勇気が要りました。というのは、今までアカエイというのを食べたことがございますけれども、ナルトビエイというのは初めて食べるという状況だったもんですから、大変勇気を持って食べました。食べました私の感想からいきますと、味は鳥のささ身のような味でございまして、いわゆる本当においしいという味ではございません。これを最初刺身で食べまして、その後竜田揚げにいたしまして、あとフライにしたりという形で、いわゆる加工をして味つけをしますとおいしいかなという状況です。それから、ハムに加工したのを食べさせてもらいました。これは私たちがつくったわけじゃなくって、試験場でつくられたんですが、ハムにつきましては、非常におもしろいのがありまして、通常のハムというのは、肉同士をくっつけるために充てん材を入れてハムにするということなんです。ナルトビエイの場合、それが最初から入っていると、エイの中にそれがあるということで、充てん材を入れなくてもハムができますよという状況ですから、加工食品につきましては大変有望じゃないかなということでございます。

今、実は商工会議所と発酵研究会ですとか、中心商店街の皆さんとこのナルトビエイにつきまして何とか開発ができんかなということでいろんな研究をしております。

今、ナルトビエイを網で捕獲されまして、これはそのまま廃棄処分をされております。今県から補助金がありまして、補助金でナルトビエイを捕獲するという状況になっておりますけれども、この補助金ももし打ち切られますと、多分漁師の方もナルトビエイを捕獲しに行かないんじゃないかなということだと思います。

このような状況を見まして、ある意味でいったら、ナルトビエイというのは調理の仕方ですとか温度管理をうまくやれば食品としても十分活用ができるというものだと思います。

それからもう一つおもしろかったのが、作家の永六輔さんという方がいらっしゃいます。永六輔さんは、名前が「永」ということでエイの研究をなさっているということで、実は著作を読みました。その著作によりますと、エイの皮というのは大変かたいそうなんです。この皮を使って、いわゆるハンドバッグですとか、刀のさやですとか、馬のくらか財布等に皮は利用できますよということ、これは永六輔さんがおっしゃっています。

それから、料理につきまして、ケッパートカレー風味ムニエルというのが大変おいしいと、ただ永さんの場合、においがある状態で多分料理されているんじゃないか。においがない状態だともっとおいしかったんじゃないかなと思います。それから、エイのひれの蒸し物をしますと、煮ごりができまして、これ大変おいしいそうなんです。それから、エイというのは干物がよくあります。この干物を例えば煮物に使ったりしますと、これにおいが全然ありませんで、大変おいしかったということだそうでございます。このような永六輔さんもエイの研究をなさっているということでございます。

このように、さまざまなやり方で食べることもできますし、いろんな加工にも使えるとい

うことでございます。

それからもう一つ、非常に脂肪分が少ないんですね。脂肪分が少ないということは、成人病の方たちに大変最適な食材になるんじゃないかなと。最近子供さんたちも小児成人病というのがふえてきているということございまして、ひょっとしたら学校給食にも使えるんじゃないかなというふうに思います。

そのようにナルトビエイ、もっとおもしろかったのがありましたね。実はコラーゲン、女性の方は御存じだと思います。いわゆる目じりが下がってきている人がここに塗っていただくぴんと張ってくるというコラーゲンという成分がございます。これは化粧品でございますけど、これがもう大量に含まれているということございまして、化粧品にも活用できるんじゃないかなということございまして。

そういうふうに、今までとってただ捨てていたナルトビエイをさまざまな形でいろんな活用ができるんじゃないかなというふうに私は思います。これは鹿島商工会議所及び中心商店街、発酵研究会一緒になって研究してまいりますけれども、これについて鹿島市としてどのようにお考えなのか質問いたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

3番議員の質問の、私の方からは1項目めの商店街活性化と3番のナルトビエイの方について答弁をいたします。

まず1点目の商店街活性化の中のすぎやの退職者救済とすぎやの取引業者救済の件でございますけれども、今までの経緯をここで申し上げます。

民事再生法の手続でございますけれども、6月25日の日に佐賀地裁武雄支部の方に申請がなされております。この後、7月4日でございますけれども、浜店と塩田店が閉店になっております。それと同時に、7月4日の日に、第1回の再生申し立て債権者説明会が鹿島シティホテルの方で約350名ほど集められて開催をされております。その後、7月31日でございますけれども、本店が閉店になっております。

あと離職者の関係でございますけれども、まず6月30日の日に2名の方が離職をされております。あと7月31日が21名の方、8月10日でございますけれども、83名、これはすぎや本店の閉店に伴うものでございます。あと8月20日の日に3名の方、最後は8月31日でございますけれども、17名の方が離職をされまして、合計126名の方が離職をされておるような状況でございます。

それに伴います鹿島市とかハローワークとか商工会議所の対応でございますけれども、新聞に一応6月28日の日に載っております。これを踏まえまして、商工会議所と相談して合同の相談の窓口を28日の午後から8月13日まで市民会館の方に開いております。なお、商工会

議所も単独で商工会議所の中に相談窓口を開催されております。

それから、8月2日の日でございますけれども、本店の83名という大量解雇が出たものでございますから、佐賀労働局の方で雇用対策本部を設置なされております。それから、8月3日、4日でございますけれども、約83名の離職者があったものでございますから、ハローワークの方から離職者の方へ事前の説明会が8月3日と4日にされております。このとき市の方からも健康保険と年金関係につきましてでございますけれども、手続の説明を行っております。

それから、8月13日がこの分の保険手続がエイブルの方であっております。その後、8月27日でございますけれども、ハローワークの方で離職者に対してアンケートを実施されておりました。この結果によっては、合同の面接会とか、あとはそういうふうな対応をなされるということでございます。

離職者の方の対応でございますけれども、私の方では市の相談窓口、それから、ハローワークの方では求人情報の提供、それから、求人開拓の実施等がなされております。現在までのところ、126名のうち、9月2日現在でございますけれども、7名の方が就職をされているという状況でございます。

それから、債権者の方でございますけれども、7月9日付で経済産業省の方でセーフティーネットの再生手続開始申し立て事業所の指定があっておりますので、これを利用したセーフティーネットが現在のところ2件ほど融資の申し出があっております。現在までのところでは、先ほど議員おっしゃいましたように、商工会議所の方では連鎖倒産は回避をしているという状況でございます。

それから、相談の件数でございますけれども、市の方へ来られた件数が4件でございます。それから、商工会議所の方では、これは金融機関、金融関係でございますけれども、20件あっております。市としては、ハローワーク及び商工会議所と連携をとりながら、今後とも対応していきたいと思っております。

それから、次は3番のナルトビエイのことでございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、今現在商工会議所と、それから鹿島発酵研究会の方で、発酵と結びつけた商品開発と、本年11月14日でございますけれども、食の祭典が予定されています。これに試食会の開催ということを目的として、今申されたようなことでいろいろな活動を行っておられます。7月13日と9月1日は、先ほどありましたように、玄海の方に訪問されまして、加工技術の勉強とか、それから9月1日は、先ほどおっしゃいましたように、試食品をつくられております。

私の方でも1日の日に試食品が竜田揚げとチヂミが参りましたので、うちの職員も試食をさせていただきます。確かにおっしゃるよう、違和感はなかったということで思っております。

今後ともこれらの中で鹿島発酵研究会の方で商品に結びつくような開発ができればということで、私どもといたしましても応援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

私の方からは、3番議員のTMO計画の2核1モール構想の今後はどうということについて御答弁をしたいと思います。

まず、TMOの経緯でございますけど、平成4年度に鹿島市商業ビジョン、平成10年度に鹿島市中心市街地活性化基本計画策定、平成11年度に商業タウンマネジメントの策定、そういう中でこれを進めてきたところでございます。

駅前の拠点として、すぎや、商業とコミュニティーの拠点としてピオを核としまして、都市計画街路であります鹿島駅城内線を一つのモールという形で基本計画なり、あるいは商業タウンマネジメント、そういうものを策定して、スカイロードや、あるいはさくら通りの整備を進めてきたところでございます。

駅前の核としておりましたすぎやにつきましては、先ほどありましたように、民事再生法という意見がありましたけど、市の顔であり、あるいは鹿島市の入り口としての駅周辺の整備は必要であり、変わることはありません。

ただ、駅周辺、新町、西牟田、御神松タウンにつきましては、やはり一体化した中で都市機能も充実、あるいは、その連携、そして、鹿島市中心商店街の活性化のためには切り離せないのではないか、そういう感じもいたしております。

今後どんな形で活性化を進めていくかにつきましては、地元の商店街の皆さん、商工会、そして、市全体で十分に協議をしながら、今後も経済、あるいは文化活動の拠点として、そしてまた、市民の生活や交流の場としての役割を果たしていけるような施策を考えてまいりたいと、そういうふうに思っています。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

福井議員のナルトビエイの補助の関係で私の方からお答えをしたいと思います。

先ほどから申されますように、ナルトビエイの捕獲事業ということで、これは有明海の貝あたりの被害を防止するためということで、平成16年からというか、平成15年度から、予定では平成20年度までということとなっております。しかし、これも今後の動向を見ながらということになっておりまして、現在の補助の状況といたしましては、捕獲委託料として国

庫補助がキロ当たりの 586円、ちなみに平成15年度では 8,500千円の委託料が出ております。それから、県の単独補助といたしまして、網の損料等に対しましてキロ当たり60円ということで 870千円が予定をされています。

それで、捕獲数量というのは、平成15年度は佐賀県の場合14.5トンということで量がとれておりますけれども、これは前回も申し上げましたように、現在は捕獲をしながら肥料等への加工する処分料を支払っての処分を行っております。そういう意味で、このナルトビエイの高度利用推進協議会ということで水産試験場、それから漁協等で加工についての研究を行ってまいりまして、先ほど議員申されますように、幾つかの種類が加工して大丈夫だというふうなことでの結論が出ておりますので、それを受けて、今後発酵研究会等で活用していきたいということですので、非常に喜ばしいところでございます。ぜひそういうことでしていただければというふうに思います。

しかし、その補助については、一応20年度ということでございますので、問題はそれを継続すれば、あとの捕獲もなかなか難しい部分も出てくるんじゃないかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

新幹線長崎ルートに関して、長崎本線の存続、ここらあたりで2点ほどの質問だったかと思っております。

まず1点目、新幹線長崎ルートの経済効果、それと、メリット、デメリットについての県の試算、この状況というようなことでございます。

まず、現時点ではこの新幹線の長崎ルートについての経済効果も、メリット、デメリット、それから第三セクター、これはきのうの答弁にもございましたように、県からの提出はなされておられません。県からの提案というものはあっておられません。我々にとりまして、この沿線の自治体といたしましては、市長も申し上げましたように、何も急ぐ必要はございません。県がじっくりと時間をかけて検討をしていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の西日本新聞の件でございます。これは9月1日に西日本新聞だけに載りました。この記事でございます。長くはなりませんので、読み上げたいと思います。記事の内容でございます。「九州新幹線長崎ルートの新年度着工が見送られる可能性が強まったことが31日わかった。新規着工の前提条件である並行在来線の経営分離に対する沿線同意が得られていない同ルートについて、与党側は同意取りつけの期限を年末までとしてきたが、早ければ9月中にも開かれる政府与党ワーキンググループの第1回会合で沿線同意の有無を確認する見通しとなったため、それまでに同意を取りつけない限り、同ルートは新規着工の

対象から外されることになる」というようなのが主な趣旨でございます。

それで、御質問がありました。この情報の出どころあたりを市の方でも確認をいたしております。まず市長の方が、きのうもありました今村代議士の事務所に連絡をとりましたが、この確認がとれておりません。事務方といたしましては、県の方に連絡をとりましたけれども、これも確認がとれておりません。結局、この記事についての裏づけをするような情報はとれていないというような状況にあります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新幹線問題についてですね、御質問に対して直接的な答弁というのはただいま部長がしたとおりであります。もう少し私は広げながら申し上げたいと思っておりますが、まず、三セク肥薩おれんじ鉄道を視察に行かれたということでありまして、私、県との話し合いの中で、今言われたような、例えば、長崎ルートを建設するとした場合に、負の部分ですね、とかく今まではいい面ばかり新幹線というのは強調されてきた嫌いがあります。やっぱりこれは負の部分を抱えておりまして、いわゆるマイナスといいますか、まさしく経営分離ということ自体がこの負の部分でありまして、この地域の経営分離によってもたらされる経済効果のマイナスの部分、この部分はやっぱり差っ引いてくださいよと、経済効果から。全体経済効果を出すと言われておりますから。そういうことはまず県には申し上げておるわけであります。

やっぱり経営分離によって直接的な影響、こっちの利便性が失われるということ、それから、それによって地域の経済が疲弊していく、これはもう明らかなことだというふうに思っております。また、もう少し申しますと、佐賀市の住民にとっては、これは全国でもほとんどそういう例が派生をしておりますが、新幹線が通ることによって通常の料金がアップしているんですね。これはやっぱり佐賀市、あるいは佐賀市民にとって大きなマイナスになるわけです。そういう理由で佐賀市の方も新幹線に対しては非常に消極的、あるいは反対の人が多いというふうに聞いております。

こういうつまりデメリットの部分はデメリットの部分としてちゃんと抽出をして、そして、メリットの部分と差し引きをしてどうなのかという議論をしていかないと私はいけないというふうに思っていますし、今うちの担当の方にもデメリットの分を探し出してくれと、これによって私たちはこのデメリットはどうなるんですかということをお願いしていきたいと。

議員の皆さんもそういう部分でお気づきの点がありましたら、こぎゃん部分はマイナスばんというようなことがありましたら、すぐ教えていただきたいというふうに思います。

それから、西日本新聞の記事のことについて御質問でありまして、ただいま部長がお答え

したとおりです。

ただ、私は少なくとも財務省はこの記事のとおりに言うだろうと思うんですね。つまり、全体の財源が3線同時着工となりますと足りないわけですね、全体の財源が。そうしますと、どこかをどういような形で削るかなんかせにやいかん。そうした場合に、条件が整っているところからするとがほんなことやろうもんというのは当然出てくる理屈ですよ。

それからもう一つは、3線同時着工のうち長崎ルート以外のあとの二つのルートの人たちも条件は自分たちは整つつけんが、条件の整うところとところは後回しやろっかい、これも当然出てくる理屈であろうというふうに私は思うわけです。

ですから、西日本新聞の記事は、確認はとれておりませんが、私はこれは正鵠を得た、当然そういう話があるだろうというふうには想像します。ただ、この確認をしないと我々は何とも言えませんから、今の段階では注視をしておくというふうなことであります。

それからもう一つ、昨日松尾議員の御質問の中で、御質問の趣旨から若干拡大し過ぎると思いましたので、そのときはお答えしませんでしたけれども、これは新幹線には当たらないというふうなことをちょっと言いましたですね。そのことの原因をちょっと申し上げたいと思いますが、新幹線の定義は、主たる区間を時速 200キロメートル/h以上で走る幹線鉄道であること、こういうことになっているわけですね。まずその 200キロメートル/h、1時間あたりに 200キロメートルの速度、それ以上で走るということは、これは新幹線が一番初め開業当時、昭和38年、39年、東京オリンピックの前でしたですかね、そのときの新幹線のうたい文句が、東京-新大阪間を3時間で走るというのがうたい文句やった。この距離を時間で割り戻しますと 200キロメートルになるわけですね。そういうことのようにあります。

そしてまた、主たる区間を 200キロメートル以上ということになりますと、長崎ルートの主たる区間はどこなのかということになります。在来線利用のところは少なくとも主たる区間と言わんやろっかいと私は解釈します。そうしますと、武雄から諫早まで、これは新しく鉄道をつくりませんが、そして、ここは在来線は通さないというわけですからね。ここは確かに 200キロメートルでは走れると思うんですね。電車がどうい電車の種類かによって違いますから。ただし、走れますが、この区間45キロメートルというんです。この区間の45キロメートルの合い中に二つ駅がありますね、嬉野と大村と。駅が二つあるということは、区間としては三つですよ。45キロメートルのうち三つの区間というぎ、平均15キロメートルですね。ここは果たして 200キロメートル、恐らく 200キロメートルまで行く急ブレーキかけんばなんとやなかるうかと。——それはわかりませんよ、しかし、私たち素人が考えてもそういう状況になるわけですよ。しかも、長崎ルートの45キロメートルというのは約30%に当たるといいます。この 200キロメートル以上で走れる主たる区間が主たる区間と言えるかと、たった30%の区間をですね。そういうことを考えてみますと、とてもとても私は新幹線というには及ばないというふうに思います。

ただし、政府の整備新幹線法にはこれはのっかっているわけですね。したがって、整備手法というのは国と地方がほとんどお金を出して整備をするというふうになっているわけです。こういう新幹線とも言えない長崎ルートに対して我々がどう考えるか。

あるいは、先ほど言いましたが、メリット、デメリットの面で佐賀県側である嬉野駅、武雄駅に経済効果を今から県は出されると思うんですが、要するに経済効果の出し方は簡単な算数なんですね。乗降客を何人と想定するか、1人頭幾ら落とすんさつという計算をするのか、ここにまず大きなポイントがあります。これによって結果を大きく左右するわけですから、そのあたりのどうしてこういう計算のもとになる数字を出したんですかというところを我々は着目をしなければならないということになります。そういうもろもろですね、9月じゅうぐらいには恐らく出されると思いますが、私は出されるについていろいろ自分なりに着眼点をここに置いておこうとか、いろいろ検証をしている段階でありまして、皆さんにもお気づきの点があれば、ぜひ御示唆をお願い申し上げたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

答弁ありがとうございました。2回目の質問をいたします。

すぎやの関連で、いわゆる退職された方たちの対策をとっておられると、ただ、7名しかまだ就職決まっていらっしゃらないという状況でございます。やはり今、ほかのすぎや以外の方たちにつきましても、就職しようと思ってもなかなか就職できないと。例えば、スーパー等のレジ係とか、何とかいう職業がございますけれども、いわゆるパートについてもなかなか難しいという状況だと聞いております。ですから、こういう状況の中でまだ120名近くの方が就職決まっていらっしゃらないということで、やはり大きな問題じゃないかなと思います。ですから、鹿島市だけでももちろんできる問題ではございません。商工会議所ですか、ハローワークの御協力も得んといけんと思っておりますけれども、この方たちができるだけ早く就職されることをまず願いたいと思っております。

次に、債権者の方については、もう本当にまだ連鎖倒産までいっていないんですが、現実にはもう資金繰りがちょっと窮屈になっているという方が本当にいらっしゃるんですね。ですから、この方々に対して、県とか市でいろんな形の支援策、貸し付け等も考えていらっしゃると思っておりますけれども、やはりこれは緊急にやられた方がいいんじゃないかなというふうに思います。ですから、これも鹿島市及び県と一緒に早急に対策をとっていただいて、多分まだ相談された方も余りいらっしゃらないという状況だと思いますけれども、やはりこの方たちも、連鎖倒産に追い込まれないためにも、早急な対策をぜひお願いしたいというふうに思っております。

TMOにつきまして、これは私なりの考えを述べたいと思いますけれども、先ほど山口部長の答弁にもございましたように、いわゆる御神松の商業集積と、いわゆる中心商店街ですね、これも現実に間にずうっと市道沿いにも商店が張りついております。ここの商店といわゆる中心商店街との違いはどこかといいますと、結局駐車場なんですよ。いわゆる中心商店街、さくら通りでは通りの中に駐車場をちゃんと確保するという計画で今されておられます。ところが、スカイロードにつきましては、店舗のそばに駐車場というのは非常に少ないですね。市営駐車場を確保してもらいましたからそちらを利用されると思いますけれども、今の状況、市営駐車場の利用状況等を聞いてみますと、織田病院さんの患者さんがかなり利用されていると。だから駐車場経営自体はもう大変黒字だというふうに聞いてもおります。

ですから、そういう状況で、どうしても新しいところ、地価の安いところが駐車場も確保できますし、どうしても競争しますと、そちらの方が有利になってくるという状況に今なっているんじゃないかなというふうに思います。

あそこの御神松のところ、私も西牟田の住民ですが、あそこは今の細いあぜ道が1本通っているだけのところでございます、207のバイパスができて市道がきたら、もう見る見る間に変わってきましたですね。あそこはもともとじゅったんぼといいまして、非常に水はけが悪い土地だったもんですから、まさかあそこにあれだけ、いわゆる店舗が立ち並んだりマンションが建ったりできると私も全然想像しておりませんでした。想像しないでも、やはり道路の状況等が変わりますと、町の姿というのは変わってくるんだなというふうにつくづく思っています。

そこで、ひとつ提案なんでございますが、TMO構想では、いわゆる御神松の方は構想の中に入っていないです。ですから、今ある意味でいったら、既にもう現実を見据えまして、御神松と中心商店街ですね、中心商店街には大きな病院もありますし、銀行もあって、郵便局もあって、いわゆるいろんな人たちが集まってきます。買い物以外の方たちがいらっしゃいます。この方たちが、先ほど申しましたように、すぎやさんがなくなるということで、今まですぎやさんを利用された方たちがピオに行っていたら、御神松の方に行っていたら、もちろん違うところに行っていたら、かわかりませんが、いわゆる我々みたいに車を運転する人間にとっては大変、どこにでも行けるんですが、問題は病院等においでになる方たち、いわゆるバス等でおいでになる方たちもかなりの数いらっしゃいます。こういう方たちが今どういうふうになっているのかなと、私もそのことがちょっと心配なんです、これはひとつ提案でございますけれども、今207号のバイパスを通過して中心商店街に来るバス路線で今ないんですよ。ですから、山間部とか高津原の住宅地等に住んでいらっしゃる方たちというのはちょっと不便な状態になっていらっしゃる。

これは以前、昨年12月議会でも私質問いたしましたけれども、やはりその方たちの足を確保するというのと、先ほど申しましたように、御神松と中心商店街をリンクするという

意味におきまして、これを結ぶだけのバス路線、新しいバス路線を祐徳自動車さん等に要請ができないかなというふうに私も考えています。

それからもう一つ、コミュニティーバスについても質問いたしました、以前。コミュニティーバスというのは実際経営は非常に難しいということはわかっておりますけれども、やはり交通弱者の方たちにとりましては、自分で運転できない、病院に行きたいけれども、バスの時間が余りない、きのうのある会議の中でおっしゃられまして、いわゆる山手に住んでいらっしゃる方がバスで病院に行かれます。朝6時か7時ぐらいのバスで来られて、帰りは12時ぐらいだそうですね。病院が12時ぐらいで終わります。その後のバスが3時か4時らしいんですよ。その間どこにも行く場所がないと。どこにおんしゃつとやろうかという話で、今聞きましたら、例えば、ピオさんの出会いの広場とか、以前はすぎやさんの中にいらっしゃったとかいう話を聞いていますけど、非常に不便な状況になっていらっしゃいます。

ですから、この方たちの足を確保するという意味におきまして、コミュニティーバスというのは非常に難しいかわかりません。せめて今のバス路線をちょっと変更していただいて、いわゆる山手と住宅地、商店街を結ぶような路線に要請ができないかなというふうに私は考えております。

こういうことにつきましてぜひ前向きなお考えを聞かせていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、先ほども1回目の質問のとき申しましたけれども、いわゆる大村方の久保山のところに大型商業施設ができるかもわからないと、何か地権者の説明会もあったというふうなうわさを聞いておりますけれども、これができると、実は、商業施設がまたできまして、いろんな意味で中心商店街につきましても、ほかの商店につきましても大きな影響があるのではないかなと思います。あそこは多分農振地ではなかったかなと私は思っておりますけれども、そういうことでもし要請があったり、農振地を外してほしいという要請があったときどういうふうにされるのかなと、それについて質問をいたします。

それから、新幹線につきましては、もう丁寧な答弁いただきました。多分これ以上の答弁はもういただけないんじゃないかなと思っておりますけれども、やはり私も市長が言われたように、今の長崎新幹線の計画では、私も新幹線じゃないと、長崎本線を白いかもめが走っていますけれども、白いかもめで私は十分じゃないかなと思っています。だから、以前ほかの議員も質問されましたけれども、ここをやはり線形改良と複線化、これはもう国の予算というのが、新幹線にはつくけれども、在来線にはなかなかつきにくいということもきのうの答弁でお聞きいたしましたけれども、これをあえてこちらから提案をするということも考えていいんじゃないかなと思います。そういうことにつきまして、もしお考えがありましたら答弁をいただきたいと思います。

それから、ナルトビエイにつきまして、あのときは市長食べんしゃつたですかね。あのと

き食べとらん。市長、ナルトビエイ食べましたか。（「いいえ、ナルトビエイじゃなくて赤エビ」と呼ぶ者あり）9月1日に持ってきとったんですよ、市役所に。食べんしゃらんやったですか。残念でございました。食べられたら、多分のその感想をお聞きしたいなど。

（「ああ、いただきました」と呼ぶ者あり）後で感想を聞かせていただきたいと思ひますけど。

多分食べられないことはなかったと思ひます。おいしかったかどうかは私もわかりませんが、そのナルトビエイを平成20年度までは国と県の補助があると、その後の問題でございまして、この補助がなくなったときは、やはり漁民の皆さんに聞きますと、あのエイをとるのは普通の網でとれないと、何か特殊な網を使う。1回とると網がもうぐちゃぐちゃ破れてしまって非常に使い物にならなくなるという状況をお聞きしました。ですから、これがもしなくなるとしますと、多分だれもとる人はいなくなるんじゃないかなと思ひます。

だから、やはり活用を、食べるなり、加工品に使うなり、いろんな形で活用を考えていかないと、今の地球の温暖化の影響で多分海水温が上がってナルトビエイが大量に入ってきているという状況だと思ひます。この温暖化がいわゆるどんどん気温が下がっていくという状況ではございませんので、ますますナルトビエイの被害というのはふえてくるんじゃないかなと思ひます。

だから、この状態を解決するためにもまず製品化、これをいわゆる漁をしてもちゃんとお金になるという状況をつくるというのが一番大事だと私は思っております。そういうことを踏まえまして質問をいたしました。

2回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

3番の福井議員の御質問に答えていきたいと思ひます。

まず、コミュニティーバスの取り組みのことでございますけど、現在はスカイロードから御神松ニュータウン等への路線はないというのが現状でございますし、先ほども言われました、207号の高津原地域についてもございません。

前に北原議員からの質問の中でも答えられておりますとおり、現状ではなかなか難しいんじゃないかなろうか、そういうふう感じております。

ただ、御神松タウン等も含めてですけど、やはり地元の皆さんの熱意でどうやっていくのか、そういう中でこの部分について市で何とか考えていただけないか、そういうことであれば、また検討の余地もあるんじゃないかなろうかと思ひますけど、市で何とかやらんかということについては、今の段階では困難であると思ひます。

それから、207号の沿線のことでもございます。

先ほど言われましたように、久保山付近という仮定を言われましたけど、こういう面につきましても、全体的に沿線にいろいろな店舗等が張りついた段階で、市民の足というものがどうしても必要、そういうふうになった段階では、当然住民の方からもいろいろ御要望があると思いますし、バス会社の方でも必要じゃないだろうかと、そういうふうな声が上がってくると思いますので、それはそのときの中で検討してまいりたいと、そういうふうに思います。

それから、ナルトビエイのことでございますけど、ナルトビエイにつきましては、まず、ナルトビエイの食品化の発端は、有明海のアサリとか、それから赤貝、そういう二枚貝等の食害から防除をしていくと、そういう中でたくさんとれるナルトビエイが何とかならんじやろうかという発想の中から出てきたわけでございます。

先ほど農林水産課長からもありましたように、県、漁連、有明海沿岸の市町、あるいは水産試験場、それから大学の先生とか、食品業者と一緒に研究がなされてきたところでございます。

私も何回となく試食をさせていただきましたけど、酒のさかなとか、そういうふうなものには非常に合うんじゃないかなという期待は持っておりますが、今の段階でどの品物が一番合うか、そういう面についてはまだいろいろ先々研究していかなければいけないだろうと思っております。

ただ、市独自でどうするかということについては、今の段階では考えておりませんし、もしあと補助金とかなくなった場合の対策、こういう面につきましては、もし今から皆さんの方でも研究をされておりますし、身を挺してといたしますか、試食もいろいろされておりますようですから、そういう中で商品化等がなされて、消費がふえていけば、当然新たなナルトビエイの捕獲漁というのが成り立ってくると思います。そういう中では、一々補助金等も使わなくても漁として成り立っていけばいいわけでございます。もしだめな場合は、先ほども言いましたように、魚介類を防除するということが出てきますので、当然漁業関係の被害が想定されます。そういう中では県、あるいは漁連、沿岸の市町の行政等で対応策を検討してまいり、そういうふうになると思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

2回目の御質問の長崎本線の線形改良と複線化の要望というようなことでの御質問でございます。

これにつきましては、今までも鹿島市から佐賀県鉄道整備促進期成会を通じて九州旅客鉄道、JRですね、それから国土交通省にやっております。これは1例でございます。それか

ら、鹿島市から佐賀県西部地区開発推進協議会、ここを通じまして県知事への要望とか、まだ各種機会あるごとにこれをやっております。その中で、県からの回答を受けましたので、ちょっと資料が古うございますが、15年の2月に長崎本線の複線化、存続、これについては地元の皆さんの大事な足だという認識を持って取り組まなければならない。複線化の問題は費用対効果を非常に重視する。まずは地元の人々の利用増を図る必要があるという考えで、県も関係市町村と連携協力しながらJR九州に対して要望をしていきたいというふうな回答をもらっております。今後ともこれら機会あるごとにその要望は続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ナルトビエイですが、9月1日よりもっと前に1回御婦人方がためしに料理をされたということでした。ありがとうございます。まずくはないですね。ただ、ちょっと本音で言いますと、今夜ぜひあそばさうてみたかというところまではとてもいっていないわけですし、やっぱり要するに食べたい、食べたらおいしいと、そのレベルまでいけたら私は名物料理として確立ができるんじゃないかなと思います。もっとも名物にうまいものなしと逆に言う言い方もありますけど、それはそういうわけいかんわけですね、やっぱり味だと思いますね。その開発、改良を期待したいというふうに思います。

それから、新幹線の問題でもう少しつけ加えたいと思いますが、実はけさ、企画課の担当のところに行きましたら、きのう私がフリーゲージトレインについて皆さん方にお話をいたしました。もう一つあつとじゃなかですかということ、企画の竹下参事が今来ておりますけど、言いまして、それどがんことかいと言うたぎ、結局、狭軌と広軌の問題ですね。そしたら、今の新幹線は東京から博多までは広軌、広い軌道ですね。したがって、車の幅も広いですね。これは今度は車軸間の距離はフリーゲージトレインは博多から狭軌になりますから、車軸間の距離は縮まっていくわけです。ところが、車の全体の幅というのは縮まらないですね。こうして縮むわけいかんけん。そいぎ、今度は在来線ば端折ってホームはどがんないやろかということですね。ホームにこすっでしようもんで言われる、そこんたいどがんなか、ちょっと情報があられたらですね、そういう矛盾もあつとじゃなかですかということ、うちの担当が指摘してくれました。

それからもう一つは、これはダイヤがですね、東京－博多間の中で今非常に過密ですね、新幹線、もう既にある新幹線。しかも、高速で走れる新幹線で過密なものに、フリーゲージトレインで、200キロ/hと言いましたけど、最高ですよ。最高でそれくらい。まだそこまで行っていないと思います。完成をして、最高200キロメートルという、そういうとろとろ

した新幹線の軌道を走る、電車にしたらとろとろした電車をどぎゃんしてダイヤグラムの中に入れ込むかという、こういう問題もあるわけであります。

それで、もう一つ時間短縮効果ということで、恐らく県の方も出してこられると思いますが、私が着目をしている点が、先ほど言いましたように、長崎ルートは狭い軌道の狭軌です。現在、現実はこの狭軌を走っているものの中でスピードが一番速いのは普通 130キロメートルなんですね。唯一例外がありますものをちょっと調べましたら、北越急行線の「はくたか」という特急列車が 160キロメートル、こういう現状の中で 200キロメートルというスピードはとても出せない、在来線を走るときはですね。それはやっぱりきのうもちょっと申し上げましたが、踏切があるからですね。これは陸路の道路を考えてみられればわかりますけど、高速道路は交差ししないですね、在来の道路とは。立体交差します。ところが、これは在来線を走るときにはそのまま在来線を走っていくわけですから、踏切事故等を考えとつたら、やっぱり 130キロ、あるいはもう頑張っても 160キロぐらいじゃなかろうかというふうに思うわけです。

現実には、韓国の新幹線が開通しておりますけど、これはやっぱり踏切事故なんか起こっているわけですね、このあたりのことをどういうふうな説明つきでされるかということも私は考えております。

それからもう一つは、この新規で工事をやった45キロメートル、この中でも実際フリーゲージトレイン 200キロメートルというふうな計算をされてきても、それは本当に出せるんですかと、理想状況で 200キロメートルと言っているだけな話ですから、まだ現実に開発されていないわけですからね。

それからもう一つは、言いましたように、駅の合い中がずうっとやっぱり短かわけですよ。そいぎブレーキかけてずうっととまっていきますよね、そして、停車をして、それから、ゼロからスピードをずうっと上げていきます、この短い距離の中では。じゃ、果たしてこれをそういうふうな二次曲線で描いたようなスピードの計算をしてこられるか。例えば、極端に言うたら、どうもここ15キロメートルやっけんが、この間を 200キロメートルで走っぎ何分かかると、こんなふうなことではいかんわけですね。そのあたりも私は二次曲線で計算式をつくって自分なりに検証してみたいと思っておりますが、こういうさまざまな点についていろいろ議論をしていくことになるろうというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で3番議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。通告いたしておりました件に関して質問をいたします。

今回通告をいたしましたのは、大きな表題として、市長のリーダーシップが問われる諸問題についてということで質問をしてみたいです。

内容的には三位一体改革、市町村合併、新幹線長崎ルート、商環境の変化への対応という大きな四つの項目がございますけれども、このすべての項目に関して、昨日、きょう、それぞれの議員さん方が質問をされております。視点を変えてと言っても、視点が変わらないという見方もあると思いますけれども、視点を少し変えて質問をして、できるだけ重複は避けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

桑原市長が市長になられて14年が丸々経過をしたと思います。その間、いろんな局面がありました。就任当初にはゴルフ場問題、また、中盤ではし尿くみ取り料金の問題がございました。そして、長崎本線の存続に関しては、自分の市長在職中の一番大きな命題だというような形で昨日も答弁をなさっておられますけれども、そのようなあらゆる局面に対して強力なリーダーシップを発揮されてこられたわけですが、今こそ、市長のリーダーシップが最大に問われているときではないかということで四つの問題を質問いたします。

まず第1点目は、三位一体改革についてでございます。

昨日、徳村議員、青木議員の方からこの件に関して質問があつておりますが、私は今回、三位一体改革の補助金廃止と税源移譲に関して全国知事会が出した要望、来年度から2年間で3兆2,200億円の国庫補助金を廃止して、税源移譲を求める案を地方六団体の総意としてまとめたということに関してお尋ねをいたします。

地方六団体とは、知事会、市長会、町村長会、それに各県、市、町村の議長会が六団体というふうに認識をしておりますけれども、今回の知事会の提案に対して、総務省以外の中央省庁は、いろんなそれぞれの理由があつて反発もしているようでございます。とりわけ、その中で議論がありましたのは、昨日、松尾議員からも指摘があつておりましたけれども、義務教育費国庫負担に関してでございます。知事の中でも7人の知事の方々が反対をされ、本県の古川知事は賛成をされておられますけれども、教育の機会均等ということで反対の議論が大いに交わされたところでございます。

義務教育費国庫負担に関しましては、公立小・中学校は市町村が学校を設置運営し、都道府県が教職員を採用、給与は国と都道府県が2分の1ずつを負担をしております。2004年度の国の負担額は約2兆5,000億円で、教育の機会均等を図るために維持をされてきた制度でございます。そのほかにも公共事業の見直しや施設整備に関する補助負担金などの見直しなども知事会の案では盛り込まれているようです。

そこで、まず市長にお尋ねいたしますけれども、全国知事会を初め地方六団体で三位一体改革の補助金廃止と税源移譲の要望を国に対してされておりますが、この件に関して市長会の方ではどのような形で取り組んでおられるのかをお尋ねいたします。また、桑原市長個人として、このことに関してどのような見解をお持ちでしょうか。

次に、義務教育費国庫負担に対する御見解を市長、教育長にお願いしたいと思いますが、教育長は昨日、この問題に関しては堅持をすべきだというような御発言がありましたけれども、改めてお尋ねをいたします。

2005年度から2006年度にかけて、3兆2,200億円の国庫補助金を削減する案の中で、義務教育費国庫負担、中学校分8,500億円が含まれております。税源移譲がなされても地方の教育の質の維持ができるのか、これは大きい自治体、小さい自治体でかなり差が出てくるだろうというような議論がされております。このことに関して市長、教育長の見解をお尋ねいたします。

次に、市町村合併に関してお尋ねをいたします。

昨日、浜町振興会の総会がございました。その懇親会の席で複数の区長、あるいは役員さんの方から、合併はどぎゃんなとととねというような御質問がありました。市民の中には太良町との合併がどのようになっているのか、疑問、あるいは不安を持っている方が非常に多いと思います。

太良町では住民投票以後、法定合併協議会の離脱案件を否決をされました。その後、先日、8月末の新聞に掲載をされておりましたけれども、太良町と鹿島市の合併を推進する町民会議、その皆さん方が1カ月間で有権者の56.7%に当たる4,984人分の署名を持って町長にお願いに行かれております。町長は住民投票の結果を裏切ることにはできないとして拒否をされておられますが、時を同じくして、もうしばらくいたしますと、太良町では町議会が開会をされるというふう聞いておりますけれども、この間の経過に関して少し整理をしながら市民の方々に御説明をお願いできればというふうに考えております。

市長は昨日のやりとりで、現在、太良町との合併を目指している状態である。最大限の努力をしたいという答弁をされました。現段階では太良の動向を見ながら対処しなければならないというふうに考えますが、太良町長が合併関連議案を提出をしない場合、全く進展がないのではないかとこのように危惧されます。この後、太良町の町民の皆さんがどういう判断をされるかわかりませんが、今後、鹿島市は太良町の結論を待つだけでいいのかどうか、その件に関しても質問をしてみたいと思います。

今後についてということで質問いたしますけれども、まず第1点目は、太良町が合併関連議案を提案しない場合、平成17年3月までの合併は非常に厳しいと判断をいたします。その場合には来年度の予算編成にも大きく影響をしてくると思いますが、そのことをどの段階で決断をするのかということをお尋ねをいたしたいと思います。

次に、武雄、嬉野、塩田、山内の合併協が解散し、杵藤広域圏では有明、白石、福富3町の合併だけとなったわけですが、合併特例法期限内でのこの広域圏の合併というのは物理的に無理だと考えますけれども、もし太良町との1市1町の合併ができなかった場合、将来に向けてどのような形で進んでいくのか、現在の段階ではまだ太良町との合併を中心に考えていらっしゃるということですので、考えはないかもわかりませんが、あえてお尋ねをしたいと思います。

次に、太良町との合併ができない場合の鹿島市の方向性について、鹿島市がまちづくりの方向をどのようにしていくのか、短期的、中・長期的な視点で考えておられることを披瀝をさせていただきたいと思います。

3番目に、新幹線長崎ルートの問題でございます。この件に関しては丁寧な御答弁をそれぞれの議員さん方にされておられますので、私は1点だけ確認をしたいと思いますけれども、今回のこの長崎本線の存続をするためには、行政、民間、それから議会、昨日青木議員が質問中に「自民党が頑張らんば」というような意見もありましたけれども、党でも当然頑張っていかなきゃならないと思いますが、それぞれの立場でやる必要があると思います。

そこで、平成7年の前回のときには市民会議が総決起大会等を開かれて、市民の総意という形での運動展開がなされておりましたけれども、その後、市民会議の動きが全く見えてまいりません。その組織がどうなったのか、今回のこの騒動の中では恐らく開かれてないんじゃないかと思いますが、その件に関してだけお尋ねをしたいと思います。

次に、第4点目が商環境の変化への対応ということでお尋ねをしたいと思います。

先ほど福井議員の方から鹿島市の商業環境は非常に厳しいということで、すぎや、あるいはシティホテルの問題が取り上げられました。鹿島市の顔である駅前のすぎやさん、あるいはシティホテルさんの閉店というものは都市のイメージとしても非常にダウンをしたわけでございます。

鹿島市の商業環境を今日まで振り返ってみますと、昭和58年にピオがオープンをいたしました。それ以前はすぎやさんが大型店としては1店舗で頑張っていたわけですが、すぎやが面積が8,000平米、ピオが8,500平米でオープンをいたしております。平成6年にヴィータがオープンをして、この売り場面積が1万二、三千じゃなかったかというふうに記憶をいたしておりますけれども、その当時、鹿島市の大型店のシェアは60%を超えて、全国でも競合が激しいということで専門誌には出たこともございます。

競合が激しいということは、近隣の武雄、あるいは佐賀市までは無理ですが、杵藤広域圏の範囲に関しては鹿島市に流入現象が起きました。当時、最高では110%ぐらいの流入状況ではなかったかというふうに記憶をいたしております。その後、ジャスコが開店し、ヴィータが閉店、江北ジャスコができ、ゆめタウンが開店をいたしました。そのような段階で鹿島市の商業の総売上は著しく低下を始め、流出の状況になってまいったわけでございます。

す。

そこで質問をしてみたいのですが、第1点目は先ほど申しましたように、鹿島市の商業環境はすぎや、シティホテルを初め、非常に厳しいものがございます。商業力の向上は都市のイメージアップのためには必要です。中心市街地活性化法に基づき、スカイロード、さくら通りの整備もされておりますが、閉店をする店も非常に多いと聞いております。現状をまずどのようにとらえておられるのかを質問いたします。

次に、国道207号バイパスの久保山地区に先ほど福井議員からも指摘がございましたが、イオングループの出店がうわさをされております。また、ヴィータ跡地に関しましては、8月26日の特別競売で落札をされたということで、新しく株式会社ヴィータという会社が購入をされたという情報がございます。この二つに関しましては、どここのお店が来る、あるいは何月にオープンをするというよううわさが町じゅうで飛び交っております。

そこで、少し市民の皆さんに情報を提示をして、そのうわさに関して情報を市が入手されているものをここで提示をしていただきたいというふうに考えます。

3番目に、鹿島市の平成7年度の大型店のシェア、先ほど申しましたけれども、65%を超え、全国的にも激戦地と言われておりました。まちにも非常に活気がありました。すぎやさんが閉店をされた現在、鹿島市における小売店舗の総面積と大型店のシェア、これがどのように当時から推移をしてきたのか、現在、大型店のシェアがどのくらいあるのかをお尋ねをして1回目の質問といたします。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時45分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

7番議員の質問に対する当局の答弁を求めます。唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

まず、三位一体の改革に関する市長会の検討の状況と鹿島市の考えという御質問に対してお答えをいたします。

まず、この三位一体改革の経過でございますが、簡単に申し上げまして、平成14年の6月に骨太の方針と言われます経済の方針、この方針の第2弾で三位一体の検討を始めるというようなことで閣議決定もなされております。

それで、この改革が本格化をいたしましたのが、平成15年の6月ごろの経済財政諮問会議で地方財政の三位一体改革の基本方針の原案が確定をされました。これを受けまして、16年の4月、佐賀県の市長会は三位一体改革に関する要望について決定をされております。そし

て、これが九州市長会、それから全国市長会連なっておりまして、6月9日には全国市長会で緊急決議の決定がなされております。そして、6月27日には骨太の方針第4弾が閣議決定をされまして、これと同時に政府は地方公共団体におおむね3兆円規模の国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるようにということで要請がっております。これを受けまして、8月の末ごろに六団体の会長が総理大臣、総務大臣、金融大臣、財務大臣らと会談をされまして、地方の改革案の提出というようになっております。

それで、全国市長会、ここらでの検討ですけれども、全国市長会と全国町村長会は、まずすべての国庫補助負担金の洗い出し作業を進められまして、これらの中から一定の方針のもとで削減対象のリストアップ作業を進められております。そして、六団体におきまして、提案した国庫補助負担金の廃止によりまして、確実に税源移譲がされること、これを前提条件とされております。その結果、基幹税によりまして国から地方へ税源移譲をされる額は、平成21年度までに約8兆円程度とされました。一方、この税源移譲に見合った国庫補助負担金の廃止の額は、おおむね9兆円程度とされております。これが全国市長会での検討事項の大枠でございます。

次に、鹿島市はこれに対してどう考えるかということでございますが、まず、3兆円という金額でございますけれども、この3兆円をどうするかということではなくて、まず、国と地方の役割分担、これをまず明確に議論をしていただきたいと、これが先決ではなかろうかというふうに思っております。その上で財源の負担をどうするか、この議論に移っていただきたいというふうに考えております。

それから、義務教育費の国庫負担金の取り扱いでございますが、これは全国の各市長の考え方も揺れております。しかしながら、この削減対象の補助負担金のリストアップ作業をされましたところ、経常的な国庫負担金は2兆円程度にとどまっております、3兆円には及ばないというようなこともございまして、この義務教育費の国庫負担金についても削減の対象にすることは避けられないというような判断となった経過のようでございます。六団体の方では長の意見をまとめ切れないと国から足元を見られるというようなこともありまして、改革案のまとめに際しましては、全国の市長会長さんは大同につくというようなスタンスをとられております。ただ、全国の知事会におきましては、この改革案に意見を付するというような形で決定をされておられまして、この義務教育費国庫負担金の扱いにおきましても、都知事、それから佐賀県知事、多くの知事さんからの意見が述べられております。

鹿島市の考えといたしましては、きのうの松尾議員の質問に際しまして、教育長、それから教育次長が答弁をいたしましたとおりでございます。

それから、合併に関しての現在の経過というような御質問でございます。

6月議会以降の流れにつきまして、簡単に申し上げますと、鹿島市の方では6月22日に合併関連議案を上程させていただきまして、継続審議というふうな形に28日にさせていただきま

した。そして、同日、約束どおりでありますならば、太良町でも議案の提案がなされる予定でしたが、御承知のとおり提案を見送られました。そして、6月から7月にかけて太良町の住民団体からは合併推進を要望する署名簿が町の方に提出をされております。13団体で約4,500名ほどであったと聞いております。

それから、7月に入りまして、7月16日ですが、太良町の臨時議会では合併の協議会からの離脱議案が上程をされまして、賛成少数ということで否決になりました。8月18日になりまして、「太良町の民意を守り新しい太良町を守る会」が合併協議会からの離脱堅持を町長へ要請をされております。そして、9月になりまして、太良町と鹿島市の合併を推進する町民会議から、合併を求める要望書が町議会と町長さんに提出をされております。大体4,900数十名の方々の署名で56.7%の署名率であるというふうに聞いております。これが経過でございます。

それから、議案提案を町長がされなかったら進展をしないと思われるが、待つだけでよいのかという御質問でございます。現在も御承知のとおり、太良町は独立した地方公共団体でございます。鹿島市が太良町に対して動向を働きかけるということは許されないことと考えております。したがって、太良町の動向には大きな関心があるものの、注視をしていかざるを得ないと、だけというようなことになろうかと考えております。

次に、予算編成をどうするのかということでございます。予算の編成につきましては、現在、想定の域でございますけれども、太良町と鹿島市におきましては、それぞれでまずは例年どおりの予算の編成をしておくと、そうしておけばどちらでも対応ができると、若干の調整作業、これは当然出てきましようけれども、こういったことをやっておけばどちらにも対応ができるというふうに考えております。

それと、どの段階で決断をするのかということと、1市1町でできなかった場合の枠組みをどう考えるか、それから、それについてのまちづくりをどうするかというような御質問でございます。これについては一括してお答えをさせていただきます。

このことについては昨日の御質問でもありましたことにお答えをいたしましたように、現在、鹿島市と太良町におきましては、特例法の期限内で合併できることを前提に、太良町の方でも鹿島市との合併を目指して精いっぱい努力をいただいております。それで、あくまでも現在は鹿島市と太良町との合併、これを追求することが先決であり、かつ必要であろうかというふうに考えております。

それから、最後、長崎本線の存続の問題で、市民会議の状況はどうなっているかというふうなお尋ねでございます。

現在、市長におきましては、副知事と公式、非公式に精力的に会談を重ねております。そして、昨年度末には県から話し合いを再開させてほしいということの申し出を受けまして、

その状況を市民会議の会長さんにはお会いをして報告をさせていただきました。そして、現在、会長さん、副会長さんには随時各種の資料も差し上げております。当然、今後、市民会議のお力が必要と市長が判断いたしましたときには、すぐにこれを開催させていただくことになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

私の方からは4項目めの商環境の変化への対応という中で、一つ目が商店街の現状をどのようにとらえているかという質問でございますけれども、確かに議員おっしゃいますように、消費者動向の変化とか、郊外の大型店に利用が多くなっている中で、当中心市街地でも空洞化が進んでおります。これをちなみに商店街の推移で見えますと、平成6年度が677店舗、平成9年の調査では689にふえてはおりますけれども、平成10年の商業統計では636店舗にまた減っております。それとまた、今度は中心市街地の空き店舗率というデータがございますけれども、県内7市の平均で申しましても、平成10年度が8.8%あったものが平成14年度が15.9、平成15年度16.5、16年度につきましては何と17%というふうな数字でずっと上昇をいたしております。鹿島市で申しますと、平成10年度が4.7%でございます、本年度は14.3%というふうにふえております。大変厳しい状況であると思っております。これにつきましても、商店街や商工会議所と一緒にになりまして、今まで以上にこれの対応と一緒に頑張って対応していかなければいけないと思っております。

次が質問の3点目でございますけれども、小売面積と大型小売店舗の占有率の変化でございますけれども、平成14年度の商業統計調査から申しますと、小売店舗が6万4,239平米でございます。このうち大型店が4万7,985平米でございますので、占有率が74.7%でございます。

現在の状況でございますけれども、今の数字からすぎやとかヴィータとか、すぎや浜店を控除いたしまして、小売店舗の面積が4万5,489平米で大型店が占める面積は2万9,235平米でございますので、64.2%になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

7番の中村議員の質問の2番目に、国道207号バイパス周辺のイオングループ、あるいはヴィータ等の、町中のうわさの情報をどれくらい入手しているかということだったと思いますが、最初にイオングループの方から農林水産課の方に農地の状況について問い合わせがあ

りましたのが16年の2月というふうにとらえております。そして、そのときにはどういう回答をしたかといいますと、今、圃場整備事業完了公告後8年が経過をしていない、そういうことで、今バイパス沿線の土地利用計画について検討中であるという答えをしたところでございます。その後、今議員からも言われましたように、大型店舗の出店の風評については地権者への説明会が開催されたということは聞いております。ただ、行政の方についてはその後何の打診もあっておりませんし、内容等についても聞いておりません。そういう中で、私たちが考えますには、開店に至るまでには農振法ですね、要するに農業振興地域の整備に関する法律、あるいは大店法、大規模小売店舗立地法、こういうものの手続がずっとあります。そういう手順を踏んでいきましたも、最低でも3カ月、あるいは9カ月、そういうふうな時間が要するものというふうと考えられます。

そういうことで、風評の中では二、三カ月以内にはとか、そういうこともあります。当然、この手順を踏んでいく場合にはそのことは困難であります。正式に申し出があった場合に備えまして、いろいろと私たち関係各課、調査研究はいたしている状況でございます。

なお、ヴィータにつきましては、先般議員も言われましたように特別落札ということで、株式会社ヴィータが開店に向けて取り組んでいくというふうな情報は聞いております。店舗の補修、あるいはテナントの募集という手順が進められるということでございますが、これにつきましては大店法の申請、許可なりが必要でございまして、開店されるまでにはしばらくの時間が必要である、こういうふう理解をしております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

義務教育費国庫負担に対する見解をということで、先ほど総務部長からありましたので、かなり重複はいたしますが、私の立場でいま一度申し上げたいというふうに思います。

このことにつきましては、昨日、松尾議員の御質問にお答えをして、考え方は一貫をしております。何としても現行制度の根幹を堅持したいという以外にないというふうに思っております。

その理由として、一つは憲法上の理由ですが、国がすべての国民に一定水準の教育を無償で提供する義務を負っていること、二つ目に、義務教育水準を維持するには、どうしてもすぐれた教職員とそのための財源が安定的に確保されることが必要であること、三つ目に国庫負担制度は国と地方が協力し、義務教育の責任を負う制度であると、この三つが主な根拠であります。これまでも当議会でも現行制度の堅持を求める意見書を国の方へ提出をしておりますし、県内5市の市長会でも国への働きかけをということで知事の方に申し入れがなされております。もちろん、私ども教育長会も同様の動きをとっているところでありま

す。

御指摘の税源移譲に対することをごさいますけれども、いわゆるこの不足額についても地方交付税交付金で義務教育費が確保されるような制度的な保証というのは必ずしもないわけでありまして、全体に縮小する中で義務教育だけが従前どおりというわけにはちょっと考えられないかなという懸念も当然あります。

教育には金がかかると一般論としては理解はされていると思いますが、もし一般財源化された場合は、やはりどうしても目に見える形での優先度からいたしますと、現状の教育費が確保されて保証されるかどうか、極めて不透明である。教育界にある私どもとしましては、やはり共通の懸念として、最大の懸念として持たざるを得ないというふうに思っております。中でも毎年度一定額が必要となる教職員の給与費をすべて市町村に負わせるということになりますと、市町村の財政圧迫はもちろん必至でありまして、地方財政の健全化という面、さらには議員が懸念をされます教育の質の低下ということにも非常に相関度が極めて大きいわけでありまして、人づくりには金がかかるという論に立って、改めて負担制度の必要性というものを強調をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、三位一体改革のことではありますが、いわゆる補助金を削減する、補助金制度をなくす、そのかわりに税源を移譲する、そして、交付税も見直すと、このケースの場合に、例えば、補助金の廃止、あるいは税源移譲、これ同時に認められたということになりまして、鹿島市のように、じゃ、税源がどこになるのか、税源が少ない鹿島市のような小規模の自治体にとりましては、いわゆる移譲される税源による税収の額が廃止された補助金に見合うだけの額があるかということになってくるわけですし、とてもとても鹿島市なんていうのは廃止された補助金分の税収というのは見込めないわけでありまして、そういう場合に交付税による財政措置、交付税の制度そのものがそういう思想に成り立っているわけでありまして、ますます交付税措置が重要になってくると思っております。いわゆる国が今、財政再建をされている、これはよくわかりますが、地方のこういう実態を無視して国の財政再建のためだけに交付税が実施されていくということになりますと、これはもう絶対反対していかなければならないと、こういうふうに思っております。

けさ、実は国土交通省の情報を入手いたしまして、これは議長も御存じではありますが、いわゆる河川整備ですね、これは補助金で今事業を鹿島もしてもらっています、浜川ですね。それから高潮対策なんかもその類に入るとは思いますけど、これはもうほとんど今までの補助を廃止されて、そして、税源移譲の方に移しかえると、こういうことが内定しているようで

ありまして、じゃ、税源移譲をどの部分でどういうふうにするかというのは明示されていないようであります。これはあくまでも補助制度の廃止というものと税源を確保するというものは具体的にセットのものというところをしておりますが、その点がまず第1点であります。

それから、この浜川整備、今佳境に入ってきておりますが、これが補助の廃止で税源の方に、県の一般財源の方からこの事業費を出すということになりますと、非常に心配であります。今の一般的な事業費というのは、あるいは確保できるかわかりません。しかし、これも今のようなペースでいかないかもわかりません。特に心配なのは、例えば、浜川でも塩田川でも鹿島川でも、同じ2級河川でいいますと、大きな大災害、水害が来た場合にですね、これに例えば、50億円とか100億円、一、二年で投入せにゃいかんと、復旧にですね。こういう場合には国が国税として大きなプールをしております。そういう必要な地区に、必要な箇所に集中的に大きなお金を投入できるわけです。

しかし、県の一般財源化になりますと、県としてそんなに財政的に豊かではありませんから、これには対応できないと、こういう事態が生じてまいりますし、また、水害の場合だけではなくて、ダム事業、ダム事業は反対も賛成もあります。この場合にわかりやすいですからお聞きいただきたいと思いますが、ダム事業、中木庭ダムの場合は350億円というお金を投入しなければ建設できませんが、こういう大規模の工事、開発についても、県の一般財源化された財源の中から出てこないと思うんです。国が国税でプールをしておいて、必要なところに集中的に随時投入と、これが補助金制度のいい面でありまして、いわゆる補助金制度のいい面まで廃止をして一般財源化すると、税源をやるから一般財源化する、こういういい面と悪い面ありまして、我々はそういう中からちゃんとした税源の確保という保証がない限り、これには応じられないということでありまして、恐らく後ほど議長の方から皆さん方にも説明があろうかというふうに思っております。

次に、市町村合併の問題であります。先ほど部長がお答えしたとおりでありまして、太良町とは対等の立場でお互いに信頼関係を築いて、お互いを尊重しながら今まで協議を重ねてまいりました。

太良町さんは今、執行部と議会と町民の間でいろんな議論をされております。その途中です。いわゆる協議というものは、太良町と鹿島市の合併の協議というものは継続中であるというふうに私は考えております。議会の方でも廃置分合議案、合併議案等について継続審議という非常に当を得た決断をしていただいておりますが、ぎりぎりまで私たちは太良の結論を待つべきだと、私自身は合併するという結論を待っているわけでありまして。

さて、御質問のどうしても合併できなかった場合どうするのかということでありまして、合併できなかった場合、仮にそういうケースを想定しますと、合併できんやった場合はしょんなかわけです。私としては次の枠組みというものを模索する、そういうふうに思ってお

ります。しかし、いずれにしましても、今一生懸命合併推進ということで頑張っておられる人たちもおられますし、その状況を見きわめたいと、どの時点でということは今の時点では申し上げられないというふうに思っております。

それから、新幹線の長崎ルートのことでも市民会議のことをちょっと部長が申しましたが、若干訂正をさせていただきますが、市民会議というのはあくまでも自立的、自発的なものでありまして、市長が要請して再スタートをするという性格のものでもありません。理屈的にはそうです。しかし、これは市長とほとんどの市民が一緒の気持ちを持っておるといふうに私は判断しておりますので、あうんの呼吸ということもございましょう、連携ということもございましょう。しかし、建前的には市民会議というのは自立的、自発的なものですから、私どもの方から状況をよく説明して決断を市民会議の方でされるだろうと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、三位一体改革に関してですけれども、中でも義務教育費の国庫負担に関しては、教育長から御答弁をいただきました。これは議会全員で、教育長も言われましたけれども、義務教育費国庫負担制度堅持については、毎年、全議員での意見書を出してきております。教育の機会均等、水準の維持のためには、財政基盤の弱い地方にとっては、一般財源化をされると教育にしわ寄せが来るというような考え方でずうっと通してきておりますので、この点をとって考えますと、3兆2,000億円の中で、もし一般財源化された場合には非常に厳しい面もあるのではないかとこのように私も考えております。

これは以前も申したことございますけれども、地方は中央に対して人材を輩出している、教育を地方で行って大学等には中央の大学等に送って、すばらしい人材を中央に送っているわけですので、そういう意味からも市長、教育長、頑張りたいというふうにエールを送りたいと思います。

さて、三位一体改革の中で非常に厳しい財政運営を強いられてくるわけです。昨日の青木議員とのやりとりの中で、市長が3月議会でこのような答弁をされています。その答えをきのう青木議員の方に若干されましたから、重複する面もありますけれども、16年度の予算の見通しについて、地方交付税が大幅に削減されたことを受けて、財政調整基金から取り崩しを380,000千円予定をされていました。15年度の決算が280,000千円程度繰り越しができてしまうということで、実質的には1億円の取り崩しで済みそうだというような、これは3月議会の答弁ですね。きのう、財政課長はその繰り越し等は、15年度はいろんな面で努力をしたのでということで、50,000千円程度財政調整基金を入れれば、16年度の予算はやっていけそう

だというような御答弁だったと思います。

単年度ベースで考えると、2億円程度つぎ込みますので、5年間は何とか今のままやっていけるのではないかと、そういう御答弁ございましたが、まずその点を御確認をしたいと思います。

それから、市長は3月議会、このようにも御答弁されています。起債残高、今年度末には実質105億円になる。そのうち、地方交付税の措置率が53.3%であり、本当の借金は50億円を切るというような答弁をされております。しかし、いずれにいたしましても、地方交付税の見通しが新聞紙上によりますと、前年並みというような報道がされておりますので、これは平成17年度の予算をつくる上では厳しい財政運営を余儀なくされるというのは間違いございません。また、合併ができない場合はなおさらそのような感じになるわけですが、昨日、より合理化を進める、あるいはサービスの面に関しては市民の皆さんに負担をかけるかわからない、負担もふえるかもわからないというような基本的な考え方を述べておられますけれども、今の段階で平成17年度の予算編成に対する市長のお考えというものを改めてお尋ねをしたいと思います。

次に、合併に関してですけれども、今、太良町とは1市1町の法定合併協議会の中で協議が継続中だということは十分に認識をしております。ただ、非常に厳しい段階まで来ているということで、目の前に平成17年度、新しい年度が来ておるわけですので、当然、そのための予算編成等もやっていかなきゃならないわけです。先ほどの答弁では例年どおり、それぞれの自治体、合併しない場合の予算も考えていくというようなことで御答弁をさせていただいたわけですが、合併特例法の期限に関してお尋ねをしたいと思います。

これは平成17年の3月までというような合併特例法の期限になっております。ただ、この期限の延長というもので、以前に説明を受けたのは、合併特例法の期限内に議決をしておけばいいというような御説明をさせていただいておりますけれども、その件に関して再度お尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それと県内、いろんな合併が進んでおりますけれども、非常に山あり谷あり、厳しい状況の中で進んでいるわけですが、恐らくほかの自治体からも合併特例法の延長は、これ以上の延長はないのかというような希望、要望等も当然時間的に間に合わないというようなことであるのではないかと思います。その辺に関しては、国としてはこれ以上の延長というものは考えていないのかどうか、情報があれば、それに関しても披瀝をしていただきたいと思います。ふうに考えます。

先ほど市長は、もし太良との合併ができない場合には、次の枠組みというものを模索せざるを得ないだろうというような御答弁をされましたけれども、その次の枠組みを模索する、そのこと自体が、合併特例債等が今のままですと使えないような形になって、時間的にはそういう形で展開していくんじゃないかと思えます。そういう状況になってもやはり合併は進

めるべきだとお考えなのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それともう一つ、これは古川知事が今後の県の、いわゆる公共投資の考え方について述べておられましたけれども、以前から知事が合併をしたところにはつく、しないところには財源が回っていかないかもわからないというような話をされておりましたが、1番目に合併をした市町村の周辺部に力を入れていきますよというような話をされていますね。その次が合併をした市町村の中心部、3番目にしない自治体というような形で県の方針を固めておられるようですけれども、じゃ、鹿島市のように合併をしようと一生懸命努力をしたけれども、できなかった自治体、ここに関してはどうなのかというような問題もあろうかと思えます。この辺に関してはですね、知事の考え方に関して異議の申し立てをぜひ市長としてやっていただきたいなというふうに考えるわけでありませう。

次に、新幹線長崎ルートの問題で、市民会議の位置づけですけれども、先ほど会長、副会長には報告をしているというようなお話がありましたが、恐らく平成7年当時の市民会議の役員構成、どういう方々が役員になっておられたのか、名簿を持ち合わせておりませんので、わかりませんが、各種団体の長の方々を中心に構成をされていたんじゃないかと思えます。といたしますと、メンバー構成ががらりと変わっているんじゃないかということで、まずはその辺の整理をされて、ぜひ一度公式に会議の呼びかけをしていただきたいと思えます。

会長は吉田博男、その当時は商工会議所の会頭さんだったわけですが、会長は吉田さんじゃなかったかと思っておりますが、その辺でだれが呼びかけるのか、民間が中心になって自主的にやらなきゃいけないという考え方はわかりますが、そこを整理して、ぜひ市民レベルの会議も立ち上げをして、行政と民間が車の両輪となってこの運動を展開できるように御指導をお願いしたいと思います。

次に、商環境の変化への対応ということで御質問をしておりましたけれども、平成6年当時の小売店舗の数が667、平成14年が636というふうに言われました。商工会議所の方で先日発表されたデータによりますと、平成16年度閉店をされた店舗、あるいはことしじゅうに閉店をされるだろう店舗が20店舗あるそうです。ということは、平成14年からいたしますと、そういう数字を勘案すると、店舗数は600を切るような形になってきているんじゃないかというふうに思えます。

そういう中で、大型店のシェアが、先ほどすぎやさんがまだ営業をしている状態の場合が74.7%というふうに言われましたが、すぎや閉店後、64.2%になったというような推移を御報告いただいております。64.2%というこの数字は、平成7年当時に大型店ラッシュがあったときに65%を超えた状態で、全国的にも激戦と言われたというようなことを1回目の質問で私が申しましたけれども、すぎやさんが閉店をされた後で64.2、もしそのまま営業されていたら74.4という驚異的な数字で鹿島市の中では推移をしているということもまずは皆さん

認識をしていただきたいと思います。というのは、先ほども店舗数の減少がありましたけれども、いかに小売店舗が減少をして大型店自体が伸びてきているかということを実に示すものではないかと思えます。

それともう一つ、207号バイパス沿いのイオングループに関して、あるいはヴィータに関してのただいま御説明をしていただきました。平成16年の2月にイオングループより問い合わせがあって圃場整備の状況等を聞かれたということでございます。確かにうわさというものはいろんな形で飛び交いまして、一番すごいのはもう11月にはオープンをするといううわさがございました。それと、規模は大和ジャスコ規模だというようなうわさもあったわけですが、いろんな情報を入りたしますと、先日、佐賀新聞に発表されたイオングループの東与賀店、24時間営業の店舗ですけれども、アメリカのウォルマートの形態を模したスーパーセンター方式の店舗だという、その形態で出店を予定されているというのが正確な情報のようにあります。地元の地権者の方から聞いたのも24時間営業というようなことでございました。

そこで、具体的に質問をしてみたいと思いますが、まず、大型店と地元商店街の共存、これは非常に難しい問題があります。先ほど福井議員の方から大型店が出てくれば中心商店街が疲弊をしてしまうというような指摘があったわけですが、まさに共存というものは難しい問題でございますが、この大型店のシェアが中小零細小売業者の廃業等の影響もあり、現在も64.2%というような状態にございます。もし、ヴィータ跡地への出店、また、イオングループが出店をしてみたいとしますと、80%を超えるような超過密の状態になるわけです。武雄市等との都市間の競争、あるいは大型店同士の競争の激化、市街地の空洞化、いろんな問題がここには派生をするわけですが、このような問題に関して担当課としてはどのように対処をしていくお考えなのかをまずお尋ねをいたします。

次に、イオングループが出店をしている予定地は、先ほども御説明がありましたけれども、圃場整備がなされた農業振興地域であります。この地域は公告から8年経過をしないと農用地からの除外はできないというふう聞いております。先ほどもそういう説明がございました。その年度というのは何年なのか、お示しをいただきたいと思います。その年数が経過をしなければ開発はできないというふうに理解をされているのか、また、一部では大型の開発で地権者が了解をして償還をすれば開発できるというような話も聞きます。そのようなことが可能なのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、鹿島市の土地利用計画、まちづくり計画の策定を行い、バイパス沿線の計画をした上でというような御答弁が繰り返し行われておりますが、今後のバイパス沿線の開発をどのようにすることで執行部としてはお考えなのか、改めてそのことに関してもお尋ねをしたいと思います。

このような形で大型店が進出をしてみたいとしますと、小売業者というのは非常にまたこれも

厳しい状況になるわけですが、そのまま指をくわえて商業者がいいわけはございません。

そこで、鹿島市商業の活性化の施策として御提案をしてみたいと思います。

まず1点目は、これも以前に質問をして御提案をしておりますけれども、商品券型の地域通貨について御質問をいたします。

地域通貨に関しましては、ボランティアの対価としての地域通貨が一般的ですけれども、最近では、それでは経済的に効果がないということで、商品券型の地域通貨を発行するところ、あるいははっきりと地元でしか使えない商品券を発行して防衛策をとっている市町村が多数ございます。

先日、視察をした出水市でも地域流通型の商品券を発行されておまして、その売上高はかなりの金額に上がっているというようなことで、例えば、出水市が企画をされて記念品等にやられる場合には商品でなくて、この商品券を贈られるというような例がございました。この問題を3月議会で質問いたしましたところ、地域通貨に関しては商工観光課と連携をとりながら考えていきたいというような御答弁がっております。その後、この問題に関してはどのような進捗があったのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、商店街と連携をしてやる一つの方法として、市民の方から選挙制度の実施という御提案がっておりますので、御披露をしたいと思います。このことは執行部の方にも御提案がっておりますので、御答弁の方よろしくお願ひしたいと思いますけれども、これは選挙の投票率をアップすることと商店街の活性化を目指した取り組みです。全国的にも数例があるようです。

投票済証明書の発行をお願いしたいということで、今回の第20回参議院選挙で一部の都道府県で選挙セールという形で画期的な試みが行われております。選挙に行かれた際に、各自治体が発行した投票済証明書を持って市内のそれぞれの商店へ行きますと、割引をする、あるいは商品券、買い物券を発行する、ポイントを与える、ジュースやビールなどを進呈する、無料サービス、そのようなサービスをして投票率がアップをし、また商店街も潤ったというような実例が、これは東京都、彦根市などで取り組みがなされておりますけれども、このようなことがございました。この件に関して、選挙管理委員会の方でこういうものが発行することが可能なかどうかということと、これは一つのヒントだと思いますけれども、このような形で何とか地元で買い物をしていただくような仕組みづくり、先ほどの地域通貨にあわせて御検討をしていただきたいと思いますけれども、御見解をお願いいたします。

以上で2回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

三位一体改革の件についての御質問でございます。

まず1点目の2億円か50,000千円かと、この経過というようなことでございまして、きのう財政課長がお答えしましたように、当初は2億円（145ページで訂正）の財政調整基金を取り崩しております。これが年度に入りますと、諸課各課、歳入は予算の確保、それと歳出はできるだけ節減、これを目指して一斉に事業の確実な執行、これはもちろんでございますが、そういったことで業務を遂行いたしていきます。その過程で、現在、普通交付税の部分ですが、ここらあたりの歳入でございまして、国県の補助金あたりの確定ないし見込み、ここらが固まってきました、この2億円の財政調整基金の取り崩し額が40,000千円まで縮んでまいったというようなことの答弁でございました。

それから、現在における予算の編成方針はどうかというような御質問でございます。

総務省におきましては、先日、地方交付税の要求額と地方債の計画をまとめたということで報道がされておりました。前年度までは今の段階ですと、概算要求の段階では数字を機械的に仮置きをしておりましたが、ことしは地方からの要請を受けて初めて地方財政の収支を仮に試算をして、仮試算を行っているようでございます。それによりますと、出口ベースでは議員おっしゃられるとおり、地方交付税はほぼ前年並み、臨時財政対策債は18.9%減、この二つの合算額では3.7%の減と、これに景気の上昇に伴います地方税収の増を見込みまして、一般財源の規模につきましては、マクロでは前年並みというような試算になっておるようでございます。ただし、これは財務省との折衝によりまして、数値は年末までに変わっていくものとされております。

このようなことから、鹿島市におきましては来年度の予算編成の程度の差はあっても、いつもどおり厳しい予算編成になろうかというふうに予想をいたしております。私どもといたしましては、市民の方々の負託にこたえることを念頭に置きながら、年末にかけての実施計画の採択あたりにおきまして、言い古されたことではございますけれども、事務事業の優先採択、取捨選択、予算編成におきましては事務事業の節減、先送り、まずこれらの歳出の削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、合併特例法の期限に関する御質問でございます。議決はいつまでかということでございまして、これは改正になりました後も17年の3月31日までに市町村の議会の議決が必要とされております。

それからもう一つ、延長はあるかと、特例法の延長はあるかということでございますが、この特例法につきましては延長はないものと思っております。と申しますのは、現行の合併特例法の改正があつておまして、ここで大まかに言いまして、合併の推進は進めていくけれども、財政的な支援、これを廃止もしくは縮小するというような方向のようでございます。

それから、知事の発言で合併しない自治体は後回し、いろいろな事務事業、ここらあたりでの県の採択あたりも後になろうかというようなことで、努力をした自治体には考慮をしても

らえないかというような御質問でございますが、これはちょっと難しかろうかと。やっぱり合併するかしないか、この二つではなかろうかというように思っております。

それからもう一つ、最後です。新幹線、市民会議の対応でございますけれども、このメンバーもかわっているのではないかというようなことで、確かにこのメンバーにつきましてもは大部分じゃありません、幾らかはかわっておられる方もいらっしゃるようでございます。それで、今後の対応といたしましては、会長さんあたりに現状の御説明ないし相談をさせていただきまして、この開催をどうするかというような御判断をお願いしてみてもどうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

中村議員にイオンの出店計画の中での農用地からの除外の問題について、農林水産課としてこれは農地を守る立場でございますので、そういう方向での一つの手続について御説明をしたいと思っております。

まず、農業振興地域の整備計画の変更ということでございますけれども、これはまず一つに都道府県の振興計画の基本方針が変更されたような場合、それから二つ目には、農業振興地域の区域の変更が行われたとき、それから三つ目に、5年ごとに行う基礎調査等の結果によってそれを変更する必要が生じたとき、そして四つ目に、経済事情の変動、その他情勢の推移により必要が生じたときということで、例えば、高速道路のインターチェンジ等が設置をされた、その周辺の都市化についてというようなことが言われています。

それともう一つは、農業振興の整備計画の変更のうちで、農用地区域からの除外の基準ということが一つございます。これは一つ目に土地改良法に基づく非農用地域になった場合、例えば、圃場整備等において農地から除外されるというふうな部分がございます。もう一つは、優良田園法に基づく優良田園に住宅を建設する場合、または農村地域工業等導入促進法、リゾート法など、こういうのがありますが、俗に言う農工法というのは、大村方の工場団地をつくったときがこの制度によって農用地域から除外をして工場団地をつくっております。

それから、あと、公共用地としてやむを得ず農用地区を充てる場合、必要が生じた場合ということで、これは例えば、介護保険センターあたりがこれに当たるんじゃないかなというふうに思います。あと、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画等によって、これは農業を振興するための施設を設置する場合ということでございます。それ以外に農用地以外の用地に転用する場合ということで一つ要件がございます。

これは今ある優良農地を除外するわけですので、それに見合う一つの優良農地が確保しな

ければならないというのも一つはございます。そういうことを前提に置きながら、まず一つ目は、農用地域以外に代替する土地がない場合ということで一つ要件がございます。それからもう一つは、農業上の効率的、また総合的な利用をするに支障を及ぼすようなおそれがないこと、だから、周辺で営農をする場合にそういう支障がないかどうかというのが一つの判定になります。それから、あと土地改良法でいいます土地改良の施設等に影響を及ぼすおそれがないようなことということでございます。

最後に、先ほど議員申されました農業生産基盤整備事業等で、公告完了後8年を経過しているもの、これだけ四つが全部そろわないとできまいというのが一つございます。それで、先ほど議員言われています、じゃ、あその場所がどうなのかということでございますが、これは県営の土地改良総合整備事業鹿島西部地区ということでございますけれども、ここは工事完了日が平成10年12月12日ということで、8年経過日というのは平成19年の4月1日、それから先ほど申しました8年の要件の中で完了公告日、これが平成12年の5月31日から起算いたしまして、平成21年の4月1日が完了日になっております。

以上のようなことで、この辺をクリアしなければ、農振除外というのがなかなか困難であるということがございます。それとあわせて、あと市の総合的な計画の中でこれをどうしていくかというのは農振だけの立場じゃなくて、全体的に見る必要があるだろうというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほど三位一体改革の中で、今年度予算に関する財政調整基金の取り崩し額を誤って申し上げておりました。おわびして訂正をさせていただきます。

今年度の当初予算での財調の取り崩し額を2億円と申し上げておりましたが、380,000千円の取り崩し額となっております。これを最終的な現段階での見込み額として40,000千円までに圧縮できるだろうという見込みでございます。おわびして訂正を申し上げます。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

ちょっとわかりづらかったことがございますので、改めて御説明をしておきたいと思いません。

先ほど申しました工事完了日と完了公告日というとらえ方がございます。これは工事完了日から起算をして8年間というのが、これは補助金適正化法の中で補助金返還を生ずる年間でございます、8年間というのは。それで、先ほど申しました適用の中では完了公告日から

起債して8年間ということですので、平成21年4月1日。

ちなみにこのバイパス沿いについて申し上げておきますと、県営圃場整備事業の北鹿島地区ということで、ここは工事完了日が平成9年3月31日ですので、補助金返還が生ずるのが平成17年の4月1日以前まで、完了公告日が平成12年12月27日完了公告で、8年計画が平成21年4月1日ということになります。それから、中村地区についてが平成6年3月31日工事完了日でございますので、平成14年の4月1日が補助金返還の生ずる期日です。完了公告日が平成10年4月3日から8年間で、平成19年の4月1日ということになります。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

中村議員の2回目の質問にお答えをしてみたいと思います。

まず第1点、大型店同士の競争の激化の中での市街地空洞化にどのように対処をしていくかということですが、これにつきましては、先般、福井議員の中でもお話をいたしました、現在、2画1モール等を掲げながら中心商店街の活性化計画、あるいはスカイロード整備とかさくら通りの整備、そういうものの活性化に取り組んでいるわけですが、年々空き店舗も上昇の一途をたどっている状況でございます。

今後は空洞化する、この中心市街地のあり方等につきまして、地元に着した商店街をというようなことで地元の商店街、あるいは商工会議所と一緒に十分な検討をしていきたいと、そういうふうに思っております。

それから、商業活性化の施策の中の地域通貨についてでございますが、まず、県内の状況を申し上げますと、鳥栖、伊万里、富士町、基山町、山内町、北方町、呼子町、江北町、神埼、三養基郡、11の市町村で行われております。いずれもこれは商工会等が中心となって行っておられまして、官主導で行われた地域については長続きをしていないと、そういう状況が出ております。今現在でも鹿島商工会議所商業部会、あるいは中心市街地活性化協議会において勉強中ということでございますので、私たちも時間的にその中に入りながらいろいろ勉強をしていきたい、そういうふうに考えております。

それから、選挙セール等との絡みでございますが、これにつきましては、選挙投票者を対象としての選挙セールということですが、現状では困難ではないかと、そういう結論に至ったところでございます。理由としましては、あと選管の局長から詳しく説明があると思いますが、現状でいろいろ検討した結果では無理じゃないんだろうかと、そういう結論を出したところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

堤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（堤 節代君）

7番中村議員御質問の市民の方から提案のあった、投票率アップと地域経済活性化を目的とした選挙セールなどに利用するため、投票済証明書の発行についてどうかについてお答えをいたします。

御存じのとおり、選挙事務は公職選挙法にのっとり行っておりますが、投票済証明書についても公職選挙法上問題はないのか、県の選挙管理委員会へ照会をいたしました。

総務省の見解も含めたところの佐賀県選挙管理委員会の回答ですけれども、法令上、証明書を発行してはいけないという規定はございません。この規定をもって証明書を発行することは直ちに違法とは言えない。ただし、投票済証明書を持参すれば商店街などで割引を受けられる制度については、やり方によって利害誘導や買収に触れるおそれもあるので、発行する場合は十分注意をして行うとなっております。これを受けまして、事務局といたしましては鹿島市選挙管理委員会に諮ったところでございます。

選挙管理委員会といたしましては、発行そのものに違法はなくても、それを利用され方によって弊害が予測をされれば、現時点では発行について消極的でございます。けれども、委員会といたしましては、今後、協議を重ねていきたいとの見解でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

それでは、3回目の質問をさせていただきますが、まず、商環境の変化の件で、農地を守る立場からということで農林水産課の方から詳しく説明をしていただきましたが、なかなかメモができませんでしたので、これはほかの議員さんからも要望がっておりますが、それぞれの地区に関して土地改良の工事完了日、それから公告日と、それが解ける日ですね、資料としていただきたいということもございます。私もそれはぜひ出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そのようなことで公告から8年間経過をしないと、現状では農振を除外することは難しいと、農地を守る場合は当然そういうことだと思いますが、では、このままで鹿島市はいいのかという問題もございます。私は今回のイオンの出店に関しては、今の段階では賛成でも反対でもそういう立場は持っておりません。客観的な視点で質問を続けてまいります。冒頭に申しましたように、当初ピオができてヴィータができた当時は、商店が非常に多かったもので、鹿島は商業力が強かったということを申しました。その時点で明らかに武雄に勝っていた状態です。しかし、今はゆめタウンができ、武雄のバイパス沿いに大型のディスカウントショップ等もかなり出ておりますので、武雄市に流出をしている現状というのは皆さん御存

じだと思えます。

中心市街地と大型店の問題、非常に難しい問題です、大型店ができれば中心市街地が確かに疲弊をします。しかし、現状の、今の鹿島市の状態を見て、小売店対大型店の戦いというものは既に結論が出ているんじゃないか。幾ら中心市街地で頑張っても、大型店のお客さんを引っ張ることは、これはできないというふうに私は理解しております。

先ほど福井議員は中心市街地の問題で大型店ができたなら、イオンの問題も困るというような発言をされましたけれども、それは商業者として十分理解ができるわけですが、じゃ、その出店を拒んでイオンは武雄市にも計画をしています。伊万里にも計画しています。県内で4カ所ぐらいつくるということですけども、もし鹿島がつくらなくて武雄にできた場合、さらに鹿島の商環境というのは悪くなるんじゃないか、流出型になるんじゃないかというような懸念もされますので、この問題に関しては今後土地利用計画、まちづくり計画を立てる中で執行部としても十分考えていかれると思いますが、当然、商業者の皆さんの意見も聞きながら考えていただきたいなというふうな気がいたします。

それともう一つは、税収を上げるためにはどのような議論が昨日なされました。企業誘致の考え方もありますけれども、ある町では大型店を誘致して、それを企業誘致の見方で進めているところもあるわけですね。雇用はできます。商業力が回復して税収は固定資産税等もあり、アップをするわけです。ただ、そのプラスの面と中心市街地を含む小売の零細業者の方々との問題をどのようにクリアをしていくかということ、これは大いに今後、議論をしながら進めていくべき問題ではないかというふうに考えます。

それと、お店がないという問題に関してですけども、すぎやさんが撤退をされて、浜地区に関してはすぎやストアが新型店がなくなりました。今度、コンビニエンスストアも撤退をされます。まさにお店がない状態に入ってきたわけですけども、大型店が各地区にできていくのと同時に、地元密着型のお店の必要性というものが、特に交通弱者の方々にとっては必要になってまいりますので、先ほどのものとちょっと矛盾する言い方もわかりませんが、交通弱者対策として、それぞれの地区に地元密着型の店舗ができるような形で、北鹿島地区はヴィータが今度できるということですから、お店が一つできるわけですけども、そういう地域もありますので、ぜひそういう面でも御指導をお願いをしたいと思います。この大型店の問題に関しては、まだ農振除外等いろんな問題がございますので、今後しばらくかかるんだと思いますが、市長の御見解をお願いをしたいと思います。

それから、選挙の投票率アップ作戦ということで、投票済証明書に関して法的には問題はないんだということですが、まだまだ少し問題点はあるということで選挙管理委員会でも協議をされたということですが、実際、先ほど東京都、彦根市など例があるというようなお話をいたしましたけれども、全国で20カ所ぐらいのところ、今回この作戦を実施されております。確実に投票率もアップをしたし、商店街にも潤ったというような情報がございますので、

これも前向きに御検討をしていただきたいと思います。

あとは新幹線のことに関しましては、市民会議、早急に動いていただくということですので、よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

このイオンの進出の話があっておりますが、まさしく中村議員と私も今一緒でありまして、これをどういうふうに鹿島市として対応していくか、重心の置き方によって結論が違ってくる場合もあるわけですね。農業振興地域だと、そういう視点、立場に立つのも一つ、それから市全体の商業規模の拡大という面でとらえたらどうかということがありますし、また、市内の商店との品ぞろえとしてのバッティングがどうなのか、あるいは先ほど言われましたように、県内4カ所と聞いておりますが、東与賀ですか、それから伊万里、武雄、鹿島。例えば、武雄にできて鹿島にできないということになれば、武雄にお客さんがとられるんじゃないかと、こういう問題もありますし、また、町全体の魅力としてこれがある方がいいのか、ほかに対して影響が出て、それが魅力が失われていく方向にいくのか、こういういろんな角度から今検証をしているところであります。また、もう一つは、消費者側から見たらどうなのかと、これは私、市長としては大事な視点だと思っています。大量の品ぞろえをしてそれがより安価であれば、消費者にとってはこれは喜ばしいことであるわけですが、しからば、これで済むのかということでもあります。

今ですね、私、公式、非公式に情報を収集しておりますが、公式に入手した面については、先ほど部長、課長が答えたとおりであります。要するに中身ですね、どういう商店がどういう品ぞろえをしようとしているのか。これはどういうことかといいますと、鹿島市の今のスーパーとか商店にはないような品物を置いていただく。博多までわざわざ買いに行きよることがあるわけですね。そういうものを中心にされようとしているのか、あるいはもう既存のスーパーや商店と一緒にようなレベルの品ぞろえをしておられるのか、そうなりますと、完全にバッティングするわけですね、既存の商店と。このあたりの中身の検証をしながら、直接的に市が手を下してこれがいい、悪いということにもならないわけですが、やっぱり市としてはそういうスタンスを統一的なものを持つ必要があるというふうに思いますので、なお、研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で7番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後2時20分 休憩

午後 2 時 30 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問の内容ですが、1点目が介護保険制度見直しに関しまして当市の考え方を問う。

2点目でございますが、子育て支援ということで、一つ目がブックスタートについて、二つ目が食育について、三つ目が発達障害の早期発見に向け専用問診の実施を。

大きな3点目でございますが、新幹線問題について、当市にもたらす影響、九州新幹線長崎ルートの実現性についての考えは、在来線存続の進め方について。

以上について質問をさせていただきたいと思っております。

1点目の介護保険制度見直しに関して当市の考え方について質問をさせていただきます。

介護保険法附則第2条においては、「この法律の施行後5年を目途として制度全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。」とされております。

平成16年7月30日に、国の社会保障審議会介護保険部会は、介護保険制度の見直しに関する意見をまとめております。来年の通常国会で見直しが予定をされているということでございます。

介護保険制度は、高齢者の自立支援と介護の社会化を実現する上で非常に重要であると思っております。しかし、制度開始から4年以上を経過し、住民も、自治体や介護事業者も、多くの問題、悩みが明らかになってきました。スタートして3年で利用者は倍増となっております。行き過ぎた自治体間の格差やその解消、地方分権の確立、国の積極的な支援、介護福祉施策の充実など、不安解消に向けた積極的な施策を推し進めることが求められています。

そこで、地域、職場の実態を踏まえ、以下の要望を国にしてほしいということを少し述べさせていただきます。

一つ目が、介護保険にかかわる利用者負担増に反対をしてほしい。2点目、低所得者向けの利用料等の免除措置は国の責任において整備をしてほしい。3点目、介護予防サービスの新設、全国に3,000程度拠点を来年度に予定とされておりますが、介護予防制度は介護保険サービスから外し、自治体の責任により充実をさせること。4点目が、障害者支援費制度と介護保険の統合に反対をしてほしい。

この障害者支援費制度と介護保険制度の統合についてでございますが、反対の理由としましては、「介護保険には障害者の方に上限があり、障害者の方が必要な介護を受けられなくなることもある」「高齢者と障害者のサービスの内容は違う」「介護保険は障害者が自立す

るための制度ではない」「障害者福祉は税金で賄うべきである」などが挙げておられております。首長の48%が介護保険統合反対ということが最近の新聞社のアンケートでも示されております。

これに対しまして、首長の40%がこれは賛成ということではありますが、賛成の主な理由といたしましては、「高齢者や障害者の介護の必要性は、高齢とか障害の原因では区別できない」「統合により効率的なサービスができる」「介護保険財政が安定する」などの財政的な効果を期待するものが多くあります。これら報道される資料から考えてみましても、まず介護保険会計の節約が大事であるように思われます。

現行制度の問題点は改善されるものが少なく、また、問題点を見直すのではなく、負担の大きい制度になってしまう結果になりかねません。その一つに、統合することとあわせ、20歳から39歳についても介護保険料徴収を行い、財政を安定させることも考えられております。負担の大きい制度になってしまったのでは見直しの意味がないと考えるものでございます。これらのことを考え合わせて、障害者支援費制度と介護保険制度は統合しないようということで、私は求めたいと思います。

次に、4点目とダブりますが、第2号被保険者の保険料負担徴収問題については、利用者単位で対応を検討してほしいということです。介護保険料を徴収する年齢を現行の40歳以上から20歳から39歳までも徴収するとしていく方向のようでございますが、この徴収は行わないということ。

6点目の要望としては、介護労働者への社会的評価の見直しをということです。介護労働に関する最低基準、賃金や労働時間等を設定し、抜き打ち監査を含め、配置基準の遵守を義務づけ、未達成の事務所については現有介護労働従事者に賃金の上積みを行うなど、労働条件の向上や身分の保障の確立を図ること。

7点目の要望として、在宅介護事業者の充実強化をということで、在宅介護事業者を充実強化するために国からの一定の経営補助金の交付。NPOなど地域で生まれた小規模の事業者に対して金融機関からの融資ができるように運営のための一部に補助をということです。また、介護報酬単位を引き上げるとともに、身体介護と家事介護の単位の格差を解消し、交通費や事務費は別途事務費として交付をするように。

8点目がバリアフリーの道路整備の促進でございます。現在の道路では車いすで歩行することなどおよそ不可能であるということから、歩道の整備を先行して実施するなど、バリアフリーの道路を整備し、総合的な生活保障の整備をということです。

以上が私が国にしてほしい要望でございます。この件について、当局の御所見、または考え方を賜りたいと思います。

次に、今までは私が考えていることを申し上げましたが、当市が考えている現在の介護保険の主な問題点について。

2点目が、国に対して要望等はどのようなことかということをお知らせをしていただきたいと思います。

3点目といたしまして、杵藤地区介護保険事業の経営状況、または利用状況についてお知らせしてください。

4点目でございますが、鹿島市内の介護保険関連事業者の経営、または利用状況等、わかる範囲でお知らせをしてほしいと思います。

以上が介護保険に関する必要でございます。

次に、子育て支援といたしまして、一つ目のブックスタートについて質問をさせていただきます。

まず、ブックスタートという運動に対して既に御理解十分しておられると思いますが、新しい取り組みということであり、再認識をお互い深めるために、資料を少し読ませていただきたいと思います。

赤ちゃんと一緒にあたたかなひとときを

赤ちゃんの体の成長にミルクが必要なように、赤ちゃんのことばと心を育むためには、あたたかなぬくもりの中で優しく語り合う時間が大切です。

そうした時間を通して、赤ちゃんは自分が愛されていることや守られていること、大切な存在であることを体感します。また赤ちゃんと向き合うそうしたひときは、まわりの大人にとっても心安らぐ楽しい子育ての時間になります。

ブックスタートは、肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わす、そのかけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する運動です。

実施する市区町村に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、地域の保健センターで行われる0歳児健診で、絵本などが入ったブックスタート・バックを手渡します。バックを手渡す際には、「赤ちゃんと絵本を開くひとときの楽しさや大切さ」や「地域ぐるみで子育てを応援しています」といったメッセージを、図書館員・保健師・ボランティアなど運動に携わる地域の皆さんが、直接保護者に向き合って伝えています。

赤ちゃんと保護者が絵本を介して向き合い“あたたかくて楽しいことばのひととき”を持つことを応援します。

地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者が対象です。

これは単に渡すだけではなく、赤ちゃんにメッセージを直接伝えながら、絵本の読み聞かせをしながらということで、手渡すことで具体的なきっかけをつくる要因となっていきます。地区内の連携のもとに市区町村単位で行うということで、実際の活動は一つの機関ではできないということです。図書館や保健センター、地域の子育て支援センター、またはボランティア活動をしてくださっている方々との共同によって行われるということでございます。ブックスタートの理念、目的ということで、これらがないと伝わらないわけですが、なかなか

このことについては、水頭議員が何遍か質問をしていただいておりますが、まだ実現をしておりません。

ブックスタートとは、地域に生まれたすべての赤ちゃんにメッセージを添えながら、直接絵本を手渡すという趣旨のもとに市区町村を単位として実施される運動ということで、1992年にイギリスのブックトラストによって始められ、実施自治体は全国で696自治体で、ちなみに佐賀県では8自治体が実施をしております。

ここでお尋ねをいたすわけですが、1点目はブックスタートについての当市の考え方についてお尋ねをしたいと思います。2点目が、ブックスタートの意義、目的、また、もたらす効果について、どのような御所見を持っておられるのかをまず1回目にお尋ねしたいと思います。

次が、子育て支援の2点目について、食育についてでございます。

近年、食生活につきましても、食習慣の乱れや食糧の安定供給、食糧資源の浪費など、多方面に影響を及ぼしています。また、食の安全・安心に対する国民の関心も高まっています。この50年ほどの間に子供たちを取り巻く環境は大きく変化をし、お金さえあれば、いつでもどこでも好きな物を買って食べることができるようになりました。しかし、好きな物ばかり食べていたのでは自分の体を守ることはできません。望ましい食生活が送れるような能力を幼児期に身につけさせるための食育が大変大事であると言われております。このため、国民一人一人が食に関する情報を正しく理解し、望ましい食行動を実践するために、赤ちゃんからお年寄りまで、食についてみずから考え、判断する能力を養う食育を推進することが重要であります。

ここでお尋ねをいたします。

1点目が、保育園、幼稚園、学校、または行政の場で食育が実践されている事例等、どのようなものがあるのか。また、されているのかについてお尋ねをいたします。

2点目です。学校での家庭科の授業はどのようになされているのか、料理等の実践等はどのようになっているのか、どのくらいの時間帯行われているのかについて賜りたいと思います。

3点目が食のマナーについて、それぞれの場所で、また保育園、学校、幼稚園等についてどういうふうな対応がなされているのか。

以上、3点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、子育て支援の3点目で発達障害の早期発見に向け専用の問診の実施をという質問でございます。

早期幼児教育がマスコミをにぎわす一方、我が子は障害児かもしれないとひそかに悩んでいらっしゃる親御さんはとても多いと聞きます。発達期にさまざまな原因によって子供の認知、言語、社会性の獲得が妨げられる発達障害について、早期発見と早期対応が大切である

ことは言うまでもありません。発達障害という言葉は、心の機能の障害を発達の軸で考える思想のもとに誕生した言葉ということでもあります。

発達検査の目的は、現在の発達の状況を把握したり、発達の遅れを発見して早期の援助をスタートするために実施をします。心理相談の資料に使うのか、それともスクリーニング、これは一般を対象にして検査を行い、早期発見につなげるということを目的にするかなどを必ず明確にし、言うまでもなく、その目的に沿った適切な発達検査を選ばなくてはならないとされています。結果次第では親にはショックを与えるかもしれません。ですが、これらの検査は決して将来の発達を予測するものではないということもしっかり伝えておく必要があるとされています。検査の方法、やり方は、その目的に沿った適切な発達検査を選ばなければいけないわけなんです、ことしの6月20日の佐賀新聞の記事が参考になりますので、少し読ませていただきたいと思います。

知的障害はないのに社会性や行動、学習面でハンディを持つ発達障害の早期発見を目指し、佐賀市は7月から、1歳半と3歳半健診を受ける全乳幼児に問診を実施する。障害が分からないまま成長し、学校などの集団生活に適應できないケースもあるだけに、早期発見で医療や教育など専門機関の支援へつなげる。

発達障害は、対人関係などで困難を抱える高機能自閉症やアスペルガー症候群、落ち着きがないADHD（注意欠陥・多動性障害）、読み書きなど特定の学習が困難なLD（学習障害）が代表的。

これまで乳幼児健診の問診票にも、社会性や行動面の問題に関する設問はあったが、乳幼児の場合判定が難しく、見落とされたり指導・助言が不十分だった。このため県の呼びかけで昨秋から、県内の精神科医や専門教育家、保健師らで問診項目の検討を進めてきた。

従来問診票とは別に、新たなチェックリストを作成。抱いた時の視線の合わせ方や名前を呼ばれた時の表情の豊かさ、遊び方の特徴、音やにおいへの反応など具体的な設問で判定の精度を高めた。

事前に健診の問診票と一緒にチェックリストを対象家庭に送り、日常の生活の様子を保護者に記載してもらうことで、当日受診の迅速化も図る。

障害の疑いがある場合、保護者に医療機関の情報を提供するほか、保健所や児童相談所、無料相談会を開いている自閉症支援NPO「それいゆ」などの専門機関を紹介する。

市長寿・健康課の石丸典子・母子保健係長は「的確な判断と指導ができるように、まず現場の保健師の技術を高めたい」と話す。県は佐賀市をモデルケースに将来、全市町村での問診導入も構想している。

このような記事が載っておりました。

佐賀市は既に7月よりこれを実施されているわけでございます。県は、ただいま読みまし

たように、佐賀市をモデルケースに将来、全市町村での問診導入も構想しているというふう
に書かれておるわけですが、ここで質問をさせていただきたいんですが、担当課として、県
の方に将来導入の構想とは具体的な予定として計画があるものなのかどうか、また計画があ
るとしたらいつごろを予定されているのか、その辺をお知らせさせていただきたいと思いま
す。

2点目が、当市として発達障害の早期発見に向け専用の問診の実施等を行うことについて、
このことについての御所見を賜りたいと思います。

これが1回目の発達障害の質問でございます。

次に、最後の質問になりますが、新幹線問題についてでございます。

今議会では、既に4名の方からこの新幹線問題に関しての質問がっております。

私は5番目でございます、なかなか何を質問したらいいのかなという部分で悩んでおり
ます。

私の通告していた質問は、新幹線長崎ルートが当市にもたらす影響、この長崎ルートの必
要性についての考え方、そして在来線存続の進め方、この3点の質問項目を設けておしま
した。

中身的には、既に申し述べられた事柄であったりもし、重なってしまう点もあろうと思
いますが、なるだけその点に留意をしながら質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願
いをしたいと思っております。

自民党の整備新幹線建設特別委員会は、九州新幹線長崎ルートも西の国土軸を形成し、九
州地方の一体的浮揚、発展を担う線区として重要である。必ず整備する必要がある。だが、
限られた財源の中で一度に全区間の整備に着手することは不可能。既存の新幹線網との接続
や時間短縮効果など考えて、効果の大きい区間から順次着工していきたい。これは申されて
いるということですね。

ですが、片や長崎ルートの建設をめぐり、長崎県内は推進一色に染まっているわけではな
い。時間短縮効果や財政負担の面から疑問を呈する意見もある。これは長崎新聞に載ってお
ったことでもあり、きのうの市長の答弁でもなされておりました。

1990年12月に、新幹線着工申し合わせの中に「建設着工する区間の並行在来線は、開業時
にJRの経営から分離することを認可前に確認すること」とあります。

従来の新幹線建設はいずれも並行在来線、いわゆるローカル鉄道はJR線旧国鉄線のまま
残っております。しかし、長野新幹線から、在来線についてはJRの手で運行しないこと
を着工の前提条件としたのであります。これは当時の運輸官僚が考えた一つの秘策だとも言
われております。在来線がなくなっても新幹線が欲しいと地元が望むなら予算をつけてもよ
い。そんなハードルを各沿線自治体に課したということであるとされています。

地元負担や在来線の切り捨ての新幹線優先路線は、法的に何の根拠もない。政府与党申し

合わせを根拠に自民党などの横暴で進められてきたものとも言われています。

新幹線長崎ルートについてきちんとした費用対効果のデータがない。新幹線建設に伴って、並行在来線は三セク化され、公共の足は切り捨てられることになる。財政難の中で将来にわたって負担が続く地域も出てくる。議論のたたき台がなく、地元のコンセンサスもないのに建設を押し進めるのは問題とし、桑原市長は県との話し合いなどをされてこられてきています。

6月4日の副知事との話し合いの中で、九州新幹線長崎ルートは本当に必要なのか、もう一度原点に立ち返り議論すべきとし、そのためには投資対効果の検証が必要との市長の発言に対し、県は新幹線の費用対効果を責任を持って数字で示し、県民に説明をすると約束がなされ、これは9月じゅうに提示できるよう進められているということが、きのうも本日もですが、このような答弁がされています。どのような内容の資料が提示されるのか全くわからない中ではありますが、以下、質問をしたいと思います。

1点目です。我が鹿島市として納得できる内容ではない資料が提示された場合の対応は、当市としてどのようにされるのか、考えられておられるのか、その辺をお伺いしたい。

2点目が、今後、事態の状況の中で、新幹線の費用対効果をJR長崎本線存続期成会で調査作業を行い、それらの資料を提示するなどし、沿線自治体住民に対し、新幹線長崎ルート建設の是非についてアンケート調査を実施すべきではないかと考えます。沿線住民の総意を示すにはアンケート調査等の結果が大きな力になると考えるからであります。

以上のことにつきまして御所見を賜りたいということでもあります。

次に、これはそれぞれ申されていることとございますが、8月23日、25日に、私たち交通体系特別委員会で鹿児島県の阿久根市の肥薩おれんじ鉄道を視察に行っていました。阿久根市の第三セクターの状況等も詳しくこの際知ることができたわけです。

そのときに、阿久根市の議長さんの言われた話の中で、長野県の信濃鉄道、小諸市ですか、視察をしたそうです。かつて特急が停車したところであったが、新幹線と引きかえに第三セクターとなり、大変寂れていたと。ここを見て議長さんは判断をしたと言われていました。阿久根市だけが最後まで新幹線に反対をいたしましたということです。唯一の反対をした市であったが、県民の悲願というにしきの御旗のもと、納得をしないが、経営分離をのまざるを得なかった。新幹線が通ると、知事がですね、鹿児島県が責任を持ってちゃんとするという約束をされたそうです。ですが、福井議員だったと思いますが、言われたように、ちゃんとするという約束を文書でもってされていなかったということで、その約束はいまだに守られていないという不安な状況を言われております。

ここで質問をしたいわけですが、たとえ他の沿線自治体がこの阿久根市と同じように次々と同意をしていくと、そのような同意をしていく状況の中で、鹿島市としては、経営分離反対、新幹線は要らないということを訴え続けることの重要さを私は改めて感じたんですが、

このことを最後まで市長は貫き通すことをここで約束してほしいというふうに思いますが、この件につきましてどういうふうにお考えなのかをお聞きして、1回目を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

11番寺山議員の介護保険制度見直しに関してという御質問にお答えをいたします。

介護保険制度見直しに関して当市の考え方を問うということで、国に対する8項目にわたる要望とか、介護保険事業の実態等の御質問でございますが、3点についてお答えをいたしたいと思います。

まず1番目に、一つは、制度開始後4年を経過いたしておりますけれども、鹿島市とか杵藤地区の実態はどのような状況になっているかということと、在宅とか施設サービスの利用状況はどうか、それに当市としての問題点は何かがあるか、国に提言すべきことは何かというふうな項目についてお答えをいたします。

介護保険制度につきましては、平成9年12月に衆議院本会議で介護保険関連三法が可決成立をし、保険者を市町村とした社会保険制度が創設されました。

そこで、杵藤地区2市10町は、この介護保険法の円滑な施行及び運営のため、杵藤地区広域市町村圏組合が保険者となり、事務処理の共同化を行っていることは、既に議員も御承知のことと思います。

平成12年4月よりこの介護保険制度がスタートいたしました。4年を経過し、制度の周知や施設等の充実も図られてきたところでございます。

また、議員おっしゃいますように、介護保険法の附則には、介護保険制度については、「この法律の施行後、5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講じられるべきものとする。」と定められておまして、現在国においてその見直し作業が行われているところでございます。

介護保険制度開始後4年を経過し、5年目になるわけですが、鹿島市と杵藤地区の実態はどのような状況かとの御質問ですが、介護保険事業所で作成いたしました資料によりまして、制度開始時の平成12年度と第2期事業計画期間の初年度である平成15年度を比較してみますと、鹿島市の利用状況ですが、認定者数では、平成12年度制度開始時に824人であったのが、平成15年度末では1,192人と、44%増加しています。給付費で見ますと、平成12年度実績が総額1,445,000千円、平成15年度実績は2,047,000千円と、42%増加しております。

なお、平成12年度制度発足時は、4月1日から制度を発足した関係で、4月サービスの利用分からということになりますので、この介護保険会計につきましては、3・2ペースといまして、3月から2月分のサービス分となりますので、12年度につきましては11カ月分の

実績になっていると思います。それにしても、相当の保険給付費の増加になっております。

ちなみに、杵藤地区全体で見ますと、認定者数が、平成12年度の制度開始時では 4,848人だったのが、平成15年度末では 7,169人で、48%の増となっております。保険給付費では、平成12年度が 8,116,000千円が平成15年度では10,951,000千円と、35%の増加となっております。

これを在宅と施設サービスの給付費の利用件数で見ますと、鹿島市では平成12年度の在宅サービスが 6,700件、平成15年度では 1万 8,733件と、1万 2,033件、約 180%の増となっております。また、施設サービスでは、平成12年度で 3,572件、平成15年度では 4,383件と、811件、約23%の増となっております。

また、鹿島市内の介護保険サービス事業者の状況は、在宅サービスの主なもので、通所介護施設、デイサービスセンターといますけれども、これが3カ所から現在5カ所、訪問介護、ホームヘルプサービスというのが、これが3カ所であったのが現在7カ所、グループホームが1カ所から現在は3カ所と、ほとんどのサービスの種類で増加をいたしております。サービス提供量については、ほぼ確保できているものと考えます。

次に、本市としての課題、問題点ですけれども、介護保険法の第2条には、法の基本理念として、「被保険者が要介護状態になった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」とあります。

今後、さらに進む高齢化に伴い、介護サービスの利用も増加していくものと思われまうけど、要介護状態の軽減、もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう十分に配慮する必要があると思われまう。このことは杵藤地区の第2期介護保険事業計画の中にも重点課題として掲げられているところでございます。

また、依然として希望が多い施設志向から在宅への転換も大きな問題と考えられます。被保険者、受給者の範囲については、対象年齢の引き下げや障害者施策との統合等、国において議論されておりますが、各種団体からも賛否両論があり、本市としても今後の国の動向を注意深く見ていきたいと考えます。

制度の運営面では、保険者としての機能強化が上げられます。より適正なサービス提供を確保するため、保険者による事業者のチェック機能や立入権限を付与することが検討されております。また、低所得者対策として保険料及び利用料の軽減について、国の制度として財政措置を含めて抜本的な見直しを行っていただきたい等、これらの問題については全国市長会においても国に対する決議要望事項に上げられているところでございます。

いずれにいたしましても、超高齢化社会へ向かう我が国において、社会全体による支援体制を確立すべく導入された介護保険制度を実効ある真の社会保障制度として定着させるためには、国と地方自治体が十分に協議調整の上、適時適切な措置を講じていくことが必要不可

欠であります。当市といたしましても保険者であります杵藤地区広域市町村圏組合と一体となり、今後の状況を見ながら対応していきたいと考えております。

次に、2番目の子育て支援の件についてお答えいたします。

まず、1番目のブックスタートについてですが、当市の考え方、意義、効果についてのお尋ねでございますが、このブックスタートという事業は、赤ちゃんと保護者が絵本を介して向き合い、温かく楽しい語りかけのひとときを持つ、そういったことを応援するために始められたというふうにとめております。

具体的には、県内でも伊万里市や江北町では、保健センター等で行われるゼロ歳児4カ月の健診の機会等で、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を渡す、こういったことが行われているようでございます。現在、本市でも、赤ちゃん健診のときや子育てサークル等での絵本の読み聞かせを行っておりますが、本格的なブックスタートとまではいっていないのが現状です。

いずれにいたしましても、子育てにおいて乳幼児の言葉と心をはぐくむ上で、ブックスタートにつきましても大変意義深いという認識を持っておりますので、ほかの先例地等を参考にしながら研究してみたいと思います。

次に、2番目の食育について、保健、健康の立場からお答えいたします。

食は健康の源であり、生命維持の基本であります。保健センターでは、妊娠届を済まされた方に、マタニティスクールで妊娠中の食事について指導をしております。これはお腹の中の胎児への栄養配給により母子ともども元気に出産を終えていただくために実施しております。

また、生後4カ月児の健康診断の会場では、栄養士による離乳食の指導を毎月実施しております。さらに、1歳6カ月及び3歳7カ月の健診では、身体の発育状態、運動発達等を診査しており、その中で食事の接種状態や内容等について、母親とひざを交え、話を聞きながら指導をしております。

鹿島市には食生活改善推進員が255人おられます。この会では、季節感と栄養のバランスを考えたメニューと、健康おやつづくりもしておられます。そのメンバーの中に保育士さん等がおられて、推進員の学習会で学んだメニューを保育所に持ち帰り、栄養士と協力して献立をつくっておられるそうです。そして、それを昼食時に、体が元気に育つにはこれをちゃんと食べないといけないよということを園児に説明し、おいしかったよと母親に伝えるよう献立表を持たせて帰るそうです。そういう中で親子の会話が生まれ、食事が楽しくなるのにつながります。保育園では、こういう単純な繰り返し作業によって、食事を残す園児も少なくなるということも聞いております。ただいま御説明いたしましたように、妊婦のお腹にいるときから、保育所に入ってから、食に関する指導教育は一連で行っております。

次に、3番目の発達障害の早期発見に向け専用の問診の実施をということでお答えいたし

ます。

当鹿島市では、毎月の3歳7カ月児の健康審査において、小児科、歯科、耳鼻科の医師で診断しております。しかし、従来の健康診査の間診票では、社会性や行動面の問題に関する設問はありますが、幼児の場合、判定が難しく、見落としがちがあったり、指導や助言が不十分だったりすることがあります。

そこで、今回の補正予算でもお願いしておりますように、毎月の3歳7カ月児の健康診査時に、新たに臨床心理士を配置し、子育ての相談指導コーナーを開設するようしております。この臨床心理士の導入により、知的な障害はないのに、社会性や行動、学習面でハンディを持つ発達障害のある幼児の早期発見を目指しています。

議員御質問の専用の間診につきまして、9月30日、杵藤保健所管内で開催されます2市10町の職員研修におきまして、専用の間診票の説明がございますので、その説明研修を受けてから、早速間診票の利用をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

11番寺山議員の御質問にお答えいたします。

学校における食育ということでお答えをいたします。

まず最初に、幼稚園の方にお問い合わせをいたしまして、幼稚園ではこういった食育指導をしているかということでお聞きしましたところ、特には実施をしておりますけど、給食の際には、「いただきます」「おごちそうさまでした」という感謝の気持ちを持つような指導をいたしております。また、好き嫌いをしない、残さず何でも食べるといったような指導を幼稚園では行っておるといって報告を受けております。

学校におきます給食指導でございますけれども、小学1、2年生からいたしております、3、4年の保健学習から栄養と食事に関する授業を行っております。内容的には、偏食をしない、よくかんで食べる、適度な量を食べるというような内容でございます。各学校とも年間の指導計画書を作成いたしております、発育、発達、心身の健康、疾病等を食生活に関連づけまして、養護教諭や学校栄養士などが行っております。

小・中学校での家庭科の授業で料理の実践は、回数ということでございます。小学校の段階では、小学校の5年、6年生に年間2回程度実施をいたしております。実習内容といたしましては、野菜サラダとか、御飯とみそ汁、ジャガイモの調理などを実施いたしております。食品の扱い方、調理の仕方、食材の取り合わせ方などを勉強いたしております。

中学校の段階では、各学年、年間一、二回程度実施をいたしております、魚、野菜、肉、豆製品、乳製品の調理をいたしております、旬の魚、季節の野菜、そして栄養の特徴を生

かした調理ということで、そういった内容の料理をいたしておるところでございます。

このほかに学校以外の行事といたしましては、クラス行事とか、部落での行事等で、キャンプなどにおきまして調理にかかわる機会があります。

食のマナーについてでございます。家庭生活を通して身につけていくべきものでありますが、学校給食では、はしの握り方、わんの持ち方、食べるときの姿勢、主食、主菜、副菜を順序よく食べる、これを三角食ベと言うそうですけど、そういった食べ方の指導、そして口に食物を入れたまましゃべらないなどの会食、食事のマナーを学校の方で指導いたしております。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

新幹線の問題でございます。

質問の第1点目、鹿島市として費用対効果に納得できないときはどうするかということでございますが、何度もお答えいたしておりますように、まだ県から提示がございません。なかなか難しい問題ではございますが、これの納得ができないときは、当然納得ができないという旨を申し上げるつもりでございます。

それから、費用対効果につきましての沿線住民へのアンケート、やっぱり意向を聞くべきという件でございますが、費用対効果につきましては、まずは沿線の存続期成会なり市民会議と十分に協議をしながら、連絡をとり合いながら話し合っていくことが必要かと考えております。

それから、新幹線反対についてどう考えるかという御質問でございます。

現在、鹿島市は、何度も答えておりますように……（発言する者あり）ちょっと私がそしたら聞き違えておりましたので、長崎本線の存続についてどう考えるかということだったですか、新幹線反対ということではなかった……（発言する者あり）

ちょっと私が違う方向で整理をしておりましたので、済みません。2回目にでも、ちょっとお許してください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

たとえほかの沿線自治体が同意をしても、鹿島市は最後まで貫き通すかと、そういうことですかね。

まず、私は、市長の役目を自分に対してこういうふうに規定をしております。

一つは、我がまちの発展振興を図る、そして市民の幸せを図る。このことが一つです。

それから2番目に、我がまちを守る。例えば、今回の例のように、私たちのまち鹿島の発

展振興を妨げるようなことを外部から提示された場合には、断固守っていく。

この二つが市長の役目だろうというふうに思っております。

私自身は、長崎本線は我がまちにとって生命線だと思っておりますので、当然、基本精神を貫いて、この長崎本線を守っていくという立場は変えるつもりはございません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

2回目を行っていきたいと思います。

介護保険制度の見直しということですが、御答弁を賜りまして、問題意識といいますか、そんなに私と変わらないというふうに思われました。医療費の値上げ、また介護保険料アップとダブルパンチを受けて、生活が圧迫され、生きる希望というものを失っている高齢者の声というものは後を絶たないわけでございます。

社会が介護を担うということで始まった介護保険制度であります。さまざまな欠陥が多い中で始まり、また多い中で今進められております。そういうものをよりよい制度に改正することが今大きく求められていると思います。

超高齢化社会を控えているからこそ、具体的なデータをもとに、利用者本位の立場、視点からの冷静な、丁寧な討論を深めながら、国は結論を出していくべきだと私は考えます。それについて、市長会等、それぞれ全国の自治体もこれについていろんな意見を申しているところでございますが、こういうふうな議会の場でも論議をされることが介護保険制度の見直しのいい方につながっていくと考えますので、どうか今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

次に、ブックスタートについてでございます。

伊万里市とか佐賀県内の八つの自治体がしているという御紹介がありました。きょうの12時40分ごろですか、きょうの昼ですね、家からここに来る途中ラジオを聞いておりましたら、ちょうどその伊万里市のブックスタートが行われている状況が実況報告といえますか、ラジオであっておりました。その中で申されている方が、それぞれ7カ月ごろから子供の絵本に対する意識とかが芽生えてくるのもあると。ですが、伊万里市では3カ月の乳幼児健診のときにブックスタートを実施しているということが申されました。

今回、私たちの文教厚生委員会で、それぞれ保育園、幼稚園を視察させていただいた折に、絵本について読み聞かせをやっている園がございました。すごく熱心な園で、私も感心をさせていただいたんですが、ゼロ歳児ですね、よちよち歩きができない、まだいすに座っておくのがやっとという子供さんたちが「読み聞かせの時間ですよ」という保育士さんの声に、自分が読みたい絵本を棚から持ってくるわけですね。それぞれが好きな絵本を自分で読みも得ないのに、自分で選んで持ってくると。先生、これ読んでという意味でしょうが、

「うー」と言いながら持ってくるわけです。そのくらいに絵本の効果というものがあるなということがわかりました。

そして、じつとですね、読み聞かせを先生がしていらっしゃる間、本当に静かにそれに聞き入っている、その姿を見たときに、そういうふうな絵本の持つすばらしさというものが、私は改めて感じたわけです。でありますので、それぞれ絵本は家族で買えばいいわけなんです、その意味合いのすばらしさというものを乳幼児健診等の折に、生まれたとき、一生涯一回渡すだけですので、なかなか金額にですね、予算があるかもわかりませんが、生まれた子供に2冊ぐらいの絵本を渡すと、その折にいろんな説明をして渡すと。そして、それが積み重ねられたときに、いろんな意味のいい効果が出てくるということが申されています。そして、そのブックスタートを渡すときに、例えば図書館のいろんなカード等もお母さんに渡すとか、そして図書館と保護者のつながりもできて、それから以降は図書館を往来する親子の姿が見受けられるというふうなことも伊万里市などではあっているということが報告なされていました。

それぞれ渡すだけではなくて、その後の運動が子供たちと、そして子供をゆっくり豊かに育てる意味合いとして、すごく効果があると思いますので、これはぜひ検討していただきたいということを申し上げたいと思います。

それから2点目の食育についてですが、それぞれやっぴらっしゃるということはよくわかります。なぜ今回これをわざわざこの項目に設けたのかといいますと、食育と簡単に申しますが、今、いろんな店の前に高校生、中学生、いろんな若者が座り込んで物を食べたりする光景というものが余りにもひどいというふうに思うわけですね。そういうときに親も、私たちもですが、何も注意ができない。見て見過ごすと。見なれた光景になってしまったわけなんです、そういうこともやはり食育ということで問題があるんじゃないかなというふうなことを感じました。これは食育、食べるマナー、いろんな生活習慣の乱れ等がそこに来ているかと思いますが、そして、それがひいてはいろんな非行の問題になったりするわけです。

それで、家庭において、また学校において、小さなことの積み重ねといいますか、こういうふうにするんですよとか、「いただきます」「おごちそうさま」というふうな幼稚園の指導がなされているということですが、それだけでもいいと思うわけですね。学校の場合、または家庭で一緒に御飯を食べるときには、手を合わせて「いただきます」と、終わったら「おごちそうさまでした」というふうなことを、もう本当に小さなことでもいいと思いますので、それを学校で、家庭で、もう言いあぐぐらいに子供たちができるまで言い続けるということが大事だと思っています。

ある本に載っていたんですが、小さなことでもその子供が実践できるまで、こがんふうにしなさいと言ったら、その子供がなかなか言うことを聞かないと、そこで怒ったり、たい

たりするのではなくて、その子供が実践するまで 1,000回でも 2,000回でも言葉で言い聞かせるということができるのが本当の指導者だというふうなことが書いてあった本を見たんですが、私自身も反省をさせられたわけなんです、やはり自分の背中で育てるといいますか、そして、いいこと、してほしいことは言い続ける、し続けるというふうなことが大事だなと思います。

学校、またはいろんな行事の折に、わかっていることでも何回でも言い続けると、していても言う。例えば、御飯をかむときは何回かんだがいいよとか、かんでいるとわかっている。ですが、なかなかかめないんですね。30回ぐらいはかんだらいいというふうに言われていますが、かまないで飲み込んでしまうと。たまにはそういうことも家庭で、また学校の場で、保育園の場で、わかっている、耳にたこができるくらいに口に出して子供たちに伝えてほしい。そういうふうなものも食育というふうに思います。また、マナーの伝え方というふうに思いますので、今されていることで十分だと思いますので、重ね重ねそれを伝えていってほしいということをぜひお願いをしたいと思います。

それから、子育て支援の3点目で、発達障害の早期発見に向け専用の問診の実施ということを今回設けました。

これも文教厚生委員でそれぞれの園を回っていくときに、それぞれ園にはこの発達障害というふうに見受けられる子供さんが必ずと言っていいほどいらっしゃるわけです。ですが、その子供さんが発達障害であるということを先生は感じてはいらっしゃるけれども、それを保護者に伝えることができない。というのは、そういうふうな診断が下されていないし、親としては、まさか、そういうふうなことが園で起こっているということは信じたくないし、我が子が障害児かもしれないということは思いたくもないということがあって、なかなか声に出して注意もできない。ですが、そのことにおいて、それを見逃していることにおいて、その子供の発達を妨げる原因にもなっているというふうな保育士さんの悩みをお聞きすることがありました。とした場合、これをどういうふうにした方がいいかということで、やはりこういうふうな発達障害を早期に発見するということができたら、その保育士さんも、そしてまた保護者も、お互いに気を使い合って、いろんなところに的確な判定といいますか、それに基づいた診断、そしてその指導を受けることができ、その子供の将来に大きく寄与することができるというふうにおっしゃっていたわけです。

この発達障害というのは、永遠の障害ではなくて、それを一生懸命いろんな意味合いですることにおいて非常に効果があると言われていたわけですね。それを見逃して、わからないで小学校へ上がり、そして小学校を卒業し、そしてそのままその子供の将来を決めかねない障害となってあらわれるというふうになったら、これは親も子も、そして社会も、大きな損失だと思いますので、ぜひこれはしてほしいと思います。

今の御答弁では、9月30日に杵藤地区で会合が開かれていくということで、問診票等のこ

ともお聞きをしながら利用をしていきたいという御答弁がなされましたので、ぜひそれに期待をしていきたいと思えます。

次に、新幹線の問題になってきます。

今、市長の最後の意思といいますか、鹿島市は3万3,000何がしの人口なんですが、その3万4,000人の人口を代表する市長として、本当にすばらしい発言をしていただいたなというふうに思えます。鹿島市民の、いろんな意味でですね、困っていることには断固として市長が立ち向かっていくんだというふうな姿勢が、今聞かせていただきました。このことを、私たちが行った阿久根市では、議長さんみずからが、自分たちがゴーサインを——印鑑を押したじゃないですが、了解をしてしまったということはもう取り返しがつかないわけですね。ですが、鹿島市はまだまだそこまでいっていません。今からでございますので、市長のそうした発言のもとに、やはり鹿島市民一丸となって、議会も一丸となって、この新幹線問題を解決するために頑張っていくことができると思えますので、どうか、その意を全市民に伝える手段等もあると思えますので、それをしながら一緒になって頑張っていこうというふうに私も再度思いました。

それともう一つは、今それをするに当たって今後どういうふうな事態が想定されるかわかりません。どのようなですね、県が費用対効果というものをあらわしてくるか、資料が提示されるのか全くわからない中での質問ですので、これは本当に難しいと思えます。ですが、こういうふうな納得できる内容でない場合は納得できないと申しますということでしたので、それはそれとしていいわけなんですけど、もしもそういう事態になったときに——なってからといいますか、9月時点でこれが出されるということですね、もうしばらくしたら出されるわけですが、今後どういうふうな事態が想定されようとも、私たち鹿島市はJR長崎本線の分離については断固として困るということでありまして、新幹線はこれと並行して行われるということですので、やはり建設については困るということで、このことの、いろんなことを今まで市長がここの場で発言していただきました。そういう内容を取りまとめたものを提示しながら、やはり沿線自治体、もしくは鹿島市民の方々に、この新幹線問題等についてアンケート調査等をする。いつするじゃなくて、することも、県に対して、また多くの県民に対して、鹿島市民の総意といいますか、沿線自治体住民の総意というものをあらわすには一番いい方法だと私は思っています。ということで、今後検討されることもあるのかどうか、またはそれにかわるものでも結構ですので、どんなものを考えられているのか、またいかれるのかを聞かせていただいて、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

答弁ありますか。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

納得しない場合は当然反論をしていきます。ひとつ御理解賜りたいと思えますのは、あえ

て言えば、以前のような対立図式には決してなっておりません。

県は、沿線市町村を尊重しながら、ゼロから話をしていくということを知事みずから言っていたいただいておりますし、また、前日にそのとおりのスタンスで、今事務的にも、あるいは副知事と私の話し合いの中でも話をさせていただいております。

特に、副知事は非常に紳士的な方でありまして、私たちの立場も県内の一員だという気持ちを持ちながら話をしていただいているわけでありまして、今後、私たちが納得できないケース、あるいは県が納得できないケース、いろいろ生じてこようかと思えます。しかし、今のお互いの気持ち、お互い相手を尊重し合う、そういう気持ちは堅持しながら、県のために、そして私たち市民のために、沿線のために、いい方向に導いていくように努力をしていきたいというふうに思います。

最後に申し上げますが、あくまでも私は長崎本線の存続という立場を堅持しながら、ただいま申し上げたようなことを県の立場も理解しながら進めていくということでもあります。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からブックスタートについてお答えいたします。

ブックスタートを一言で表現しますと、絵本で心と言葉の育成をということだと思えます。

そこで、図書館の立場としましては、条件が整えば、取り組みを考えたいと思っております。乳児期に耳から始まります読書、読み聞かせというものは、親子のきずなを深め、物を観察する力、あるいは聞く喜びというものを与え、幼児期、少年期、青年期のエネルギーとなり、長い人生を生きる源となればと願うものであります。

鹿島市民図書館の特徴の一つに、児童用の図書、絵本、紙芝居というものが充実しているということが上げられていると思えますけれども、今後も子供の成長に応じて本に出会える環境づくりを一層進める必要があると考えております。

ちなみに、エイブルという複合施設の機能を生かし、今でも生涯学習課、図書館、保健センター、子育て支援センターが一緒になり事業に取り組んでおります。

議員がブックスタートの大切な五つのポイントをおっしゃいましたけれども、その一つに、保健センター、図書館、子育て支援センターやボランティア活動をしている方々との共同により行われるということがありますけれども、まさにこのブックスタート事業というのはエイブル事業であるんじゃないかとも考えているところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で11番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明10日午前11時から開き、一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。

午後3時41分 散会